

平成 1 8 年 4 月

平 成 1 7 年 中 の
薬 物 ・ 銃 器 情 勢

確 定 値

警察庁刑事局組織犯罪対策部
薬 物 銃 器 対 策 課

目 次

第1章 薬物情勢

第1	薬物事犯別検挙人員及び種類別押収量	1
1	薬物事犯別検挙人員	1
2	薬物種類別押収量	2
3	薬物事犯別密輸入検挙件数・人員	3
第2	薬物種類別検挙状況及び特徴点	4
1	覚せい剤事犯	4
(1)	押収	5
(2)	密輸関係	5
(3)	年齢別検挙状況	6
(4)	少年の検挙状況	6
(5)	初犯者率の推移	7
(6)	民間からの通報・相談事案等を端緒とした検挙件数	7
2	大麻事犯	9
(1)	概況	9
(2)	大量押収	10
(3)	年齢別検挙状況	11
(4)	少年等の検挙状況	11
(5)	初犯者率の推移	13
3	MDMA等合成麻薬事犯	14
(1)	概況	14
(2)	大量押収	15
(3)	密輸関係	15
(4)	年齢別検挙状況	15
(5)	少年の検挙状況	16
(6)	初犯者率の推移	16
4	コカイン事犯	17
5	ヘロイン事犯	18
6	向精神薬事犯	18
7	あへん事犯	19
8	シンナー等有機溶剤事犯	19
第3	来日外国人による薬物事犯	20
1	概況	20
2	国籍等別検挙状況	20
第4	薬物犯罪組織の検挙状況	22
1	暴力団構成員等の検挙状況	22
(1)	薬物種類別の検挙状況	22
(2)	主要3団体等に係る覚せい剤事犯の検挙状況	24
(3)	覚せい剤事犯に係る暴力団構成員等の違反態様別検挙状況	26
2	外国人密輸密売組織の検挙状況	28
(1)	イラン人薬物密売組織	28
(2)	来日外国人による組織的な薬物密輸事犯の検挙状況	29

3	麻薬特例法適用状況	3 0
4	インターネット利用による薬物密売事犯取締り状況	3 5
5	薬物犯罪組織の壊滅に向けた取り組み	3 7
	(1) 薬物犯罪組織の壊滅、弱体化の状況	3 7
	(2) 公判対策	4 0
第5	薬物対策の推進状況	4 1
1	政府を挙げた諸対策の推進	4 1
2	薬物乱用を拒絶する社会の形成	4 1
第6	薬物常用者による犯罪及び薬物に起因する事故	4 2
1	常用者による犯罪	4 2
2	薬物に起因する事故	4 4

第2章 銃器情勢

第1	銃器犯罪情勢	4 8
1	銃器発砲事件	4 8
	(1) 発生状況	4 8
	(2) 地域別発生状況	4 9
	(3) 死傷者数	5 0
	(4) 銃種別内訳	5 1
2	銃器・けん銃使用事件	5 3
	(1) 銃器使用事件の認知状況	5 3
	(2) 銃器使用事件の検挙状況	5 4
	(3) けん銃使用事件の認知状況	5 5
	(4) けん銃使用事件の検挙状況	5 6
第2	銃器事犯取締状況	5 8
1	けん銃等の押収状況	5 8
2	けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況	6 1
3	武器庫事件の摘発状況	6 3
4	密輸入事件の摘発状況	6 6
5	製造国別押収状況	6 7
6	銃種別押収状況	6 8
7	銃器事犯取締りによる犯罪組織の壊滅・弱体化の状況	6 9
第3	銃器対策の推進	7 0
1	政府を挙げた諸対策の推進	7 0
2	国際的な銃器対策の推進	7 0
3	違法銃器根絶のための国民の理解と協力の確保	7 0

第1章 薬物情勢

平成17年中における薬物情勢を概観すると

- 1 覚せい剤事犯は、検挙人員が5年ぶりに増加し、暴力団構成員等が過半数を占めた。
- 2 大麻事犯は、検挙人員が減少し、押収量は大麻樹脂が減少したものの、乾燥大麻は増加し過去2番目となった。
- 3 MDMA等合成麻薬事犯は、検挙人員が過去最高であった前年とほぼ同水準で、押収量は50万錠を超えて過去最高を記録した。
- 4 来日外国人による薬物事犯の検挙人員は、覚せい剤事犯が増加した。
- 5 麻薬特例法（業として行う不法輸入等）を適用した事件が過去最高であった。
- 6 インターネットを利用した薬物密売事犯が増加した。

などが挙げられる。

第1 薬物事犯別検挙人員及び種類別押収量

1 薬物事犯別検挙人員

平成17年中の薬物事犯の検挙人員は、覚せい剤事犯が13,346人（前年比+1,126人、+9.2%）、コカイン事犯が36人（-40人、-52.6%）、ヘロイン事犯が21人（+8人、+61.5%）、MDMA等合成麻薬事犯が403人（-14人、-3.4%）、あへん事犯が12人（-47人、-79.7%）、大麻事犯が1,941人（-268人、-12.1%）となっており、薬物事犯全体では、15,803人（+755人、+5.0%）と増加している。

また、平成16年から薬物事犯以外の犯罪も犯したため、薬物事犯の検挙人員に計上されていない人員を統計化しており、同人員を併せた全体の覚せい剤事犯の検挙人員は、15,313人（+1,648人、+12.1%）、全薬物事犯では17,968人（+1,303人、+7.8%）であった。【表1-1】

表1-1 薬物事犯別検挙人員の推移

年別 区分		平13	平14	平15	平16		平17		合計
覚せい剤		17,912	16,771	14,624	12,220	(1,445)	13,346	(1,967)	15,313
麻薬及び向精神薬		241	261	465	560	(44)	504	(57)	561
	うちコカイン	52	40	58	76	(10)	36	(8)	44
	うちヘロイン	33	40	72	13	(4)	21	(3)	24
	うちMDMA等合成麻薬	102	117	256	417	(23)	403	(43)	446
	うちMDMA	-	-	-	412	(22)	376	(41)	417
あへん		44	43	50	59	(1)	12	0	12
大麻		1,450	1,748	2,032	2,209	(127)	1,941	(141)	2,082
合 計		19,647	18,823	17,171	15,048	(1,617)	15,803	(2,165)	17,968

注1：検挙人員には、各薬物に係る国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）違反の検挙人員を含む。

注2：MDMAについては平成16年から統計項目に盛り込まれたものである。

注3：平成16・17年の（ ）内の数字は外数で、他犯罪を犯していることから薬物事犯の検挙人員に計上されていない人員である。

注4：平成17年の斜体数字は、他犯罪を犯していることから薬物事犯の検挙人員に計上されていない人員を含めた薬物事犯の全体の検挙人員である。

2 薬物種類別押収量

平成17年中の薬物種類別の押収量は、覚せい剤が118.9kg（前年比 - 287.2kg、- 70.7%）であり、乾燥大麻は643.1kg（+ 36.5kg、+ 6.0%）で過去2番目を記録し、大麻樹脂は230.5kg（- 64.0kg、- 21.7%）、コカインは2.9kg（- 82.5kg、- 96.6%）、あへんは1.0kg（- 0.7kg、- 41.2%）とそれぞれ減少し、ヘロインは1kg未満で、MDMA等合成麻薬は571,522錠（+ 102,396錠、+ 21.8%）と大幅に増加した。

【表1 - 2】

表1 - 2 薬物種類別押収量 (kg) の推移

区分 \ 年別	平13	平14	平15	平16	平17
覚 せ い 剤	406.1	437.0	486.8	406.1	118.9
コ カ イ ン	23.7	16.7	2.3	85.4	2.9
ヘ ロ イ ン	4.3	19.1	5.1	(32.6g)	(107.7g)
あ へ ん	11.4	5.7	5.2	1.7	1.0
乾 燥 大 麻	818.7	224.3	537.2	606.6	643.1
大 麻 樹 脂	72.8	244.1	267.0	294.5	230.5
MDMA等合成麻薬	112,358	174,259	393,088	469,126	571,522
うちMDMA	-	-	-	414,770	510,179
うち覚せい剤とMDMA等の混合錠剤	-	19,243	26	50,884	61,265

注1：MDMA等合成麻薬の単位は(錠)である。

注2：MDMAについては平成16年から統計項目に盛り込まれたものである。

注3：平成14年以降のMDMA等合成麻薬の押収量は覚せい剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

表1-3 平成17年の主要な覚せい剤大量押収事件(1kg以上)

押収月日	押収量(kg)	検挙都道府県	内 容
1月24日	13	静 岡	イラン人が都内のマンションで隠匿、所持
2月8日	39.2	警視庁 福岡	水枕に隠匿し、国際スピード郵便で密輸入(福岡県内で押収)
2月11日	10.9	警視庁 福岡	水枕に隠匿し、国際スピード郵便で密輸入(都内で押収)
3月26日	5.0	大 阪	キャリーケース内に隠匿、携行して密輸入
5月16日	12.9	京都 神奈川	チョコレート箱内に隠匿、携行して密輸入
6月2日	3.4	千 葉	洋酒6本に隠匿、携行して密輸入
6月29日	5.0	千 葉	キャリーケース内に隠匿、携行して密輸入
6月29日	1.0	福 岡	暴力団員が北九州市内のアパート(密売アジト)に隠匿、所持
7月21日	1.4	佐賀 福岡	暴力団員が佐賀県内の自宅に隠匿、所持

表1-4 平成17年の主要な乾燥大麻大量押収事件(1kg以上)

押収月日	押収量(kg)	検挙都道府県	内 容
1月7日	11.9	千 葉	ポリタンク内に隠匿、航空貨物により密輸入
1月11日	12.0	千 葉	スーツケース内に隠匿、携行して密輸入
3月19日	6.0	千 葉	スーツケース内に隠匿、携行して密輸入
4月15日	27.9	大 阪	航空貨物として木製机及び椅子の内部に隠匿、密輸入
5月21日	19.7	千 葉	航空小口急送貨物の木製彫刻内に隠匿、密輸入
5月25日	9.8	千 葉	書類と称したOBC(オンボード・クーリエ)貨物内に隠匿、密輸入
6月25日	11.9	愛 知	ソフトケース内に隠匿、携行して密輸入
7月16日	5.2	大 阪	国際スピード郵便のお茶缶に隠匿、密輸入
8月30日	1.9	千 葉	航空小口急送貨物の缶詰に隠匿、密輸入
10月25日	10.0	千 葉	スーツケース内に隠匿、携行して密輸入
10月29日	41.3	神奈川	中古自動車のバンパー等に隠匿、海上貨物で密輸入
10月31日	2.7	静 岡	大麻栽培事案の捜索により押収

表 1- 5 平成 17 年の主要な大麻樹脂大量押収事件 (1kg 以上)

押収月日	押収量 (kg)	検挙都道府県	内 容
1月17日	20.7	千 葉	航空小口貨物内に隠匿、密輸入
2月14日	21.0	千 葉	航空小口貨物内に隠匿、密輸入
3月2日	10.0	千 葉	スーツケース内に隠匿、携行して密輸入
3月15日	5.0	千 葉	スーツケース内に隠匿、携行して密輸入
3月21日	3.4	警視庁	逮捕監禁事件に係るイラン人被疑者の自宅から押収
4月4日	11.6	千 葉	航空小口急送貨物の木製線香立てに隠匿、密輸入
6月19日	8.6	千 葉	リュックサック内に隠匿、携行して密輸入
8月10日	14.9	神奈川	コンテナ貨物の木製テーブルに隠匿、密輸入
10月16日	13.7	神奈川	木製テーブルに隠匿、海上貨物により密輸入

表 1- 6 平成 17 年の主要な MDMA 等合成麻薬大量押収事件 (1,000錠以上)

押収月日	押収量 (錠)	検挙都道府県	内 容
1月24日	1,676	静 岡	イラン人が都内マンションに隠匿、所持
2月8日	286,119	警視庁 福岡	暴力団組長が埼玉県内の貸倉庫に隠匿、所持
3月16日	43,842	愛 知	スーツケース内に隠匿、携行して密輸入
3月25日	6,410	埼 玉	偽造カード事件の捜索で押収
4月8日	17,309	千 葉	体に巻き付けて密輸入
9月20日	28,710	大阪 広島	コーンフレークの箱に隠匿、携行して密輸入
10月4日	40,923	千 葉	スーツケース内に隠匿、携行して密輸入

3 薬物事犯別密輸入検挙件数・人員

平成17年中の薬物密輸入事犯の検挙件数・人員は、合計198件(前年比 - 155件、
- 43.9%)、210人(- 194人、- 48.0%)で、覚せい剤事犯は27件(- 75件、- 73.5%)、
40人(- 80人、- 66.7%)、麻薬及び向精神薬事犯は27件(- 30件、- 52.6%)、21人
(- 40人、- 65.6%)、大麻事犯は142件(- 49件、- 25.7%)、148人(- 72人、- 32.7
%)とそれぞれ大幅に減少した。【表 1 - 7】

表 1 - 7 薬物事犯別密輸入検挙件数・人員の推移

年別		平13	平14	平15	平16	平17
区分						
覚せい剤事犯	件数	46	16	47	102	27
	人員	56	20	65	120	40
麻薬及び向精神薬事犯	件数	58	46	59	57	27
	人員	68	40	61	61	21
あへん事犯	件数	3	2	1	3	2
	人員	1	1	1	3	1
大麻事犯	件数	125	157	207	191	142
	人員	134	178	238	220	148
合 計	件数	232	221	314	353	198
	人員	259	239	365	404	210

注 1 : 密輸入とは単純密輸入及び営利目的の密輸入をいう。

第2 薬物種類別検挙状況及び特徴点

1 覚せい剤事犯

覚せい剤事犯は、検挙人員が5年ぶりに増加し、暴力団構成員等が過半数を占めた。

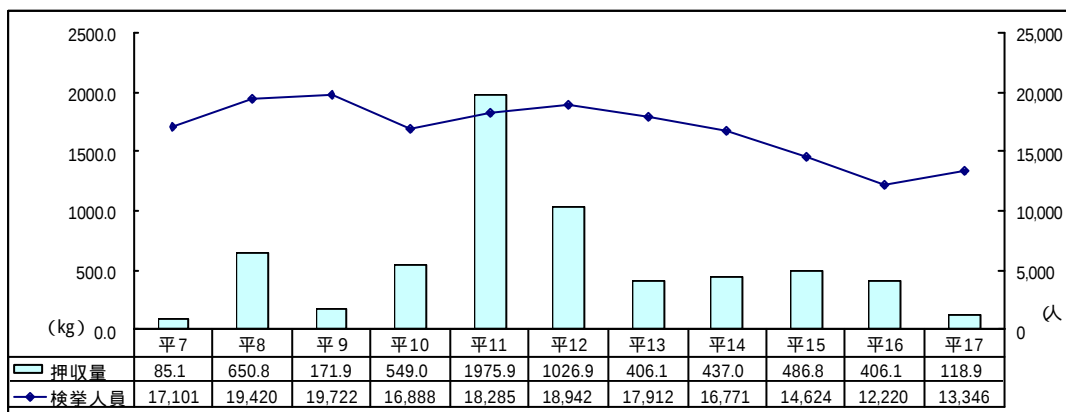
- ・ 覚せい剤事犯の検挙人員は13,346人で、前年比1,126人(+9.2%)の増加
- ・ 押収量は118.9kgで、前年比287.2kg(-70.7%)の減少
- ・ 密輸入事件の検挙件数は27件で、前年比75件(-73.5%)の減少
- ・ 暴力団構成員及び準構成員(以下「暴力団構成員等」という。)の検挙人員は6,853人で、覚せい剤事犯検挙人員の約5割(51.3%)
- ・ 少年の検挙人員は427人で、前年比39人(+10.1%)の増加
- ・ 覚せい剤事犯は、依然として全薬物事犯検挙人員の約8割(84.5%)

表1-8 覚せい剤事犯検挙・押収状況の推移

区分	年別	平13	平14	平15	平16	平17
検 挙 件 数		24,791	23,225	20,129	17,699	19,999
検 挙 人 員		17,912	16,771	14,624	12,220	13,346
うち暴力団構成員等		7,307	6,738	6,050	5,430	6,853
同上比率(%)		40.8	40.2	41.4	44.4	51.3
押 収 量 (kg)		406.1	437.0	486.8	406.1	118.9
うち暴力団構成員等からの押収		158.3	21.2	296.8	47.4	77.1
同上比率(%)		39.0	4.9	61.0	11.7	64.8

注：検挙件数・人員には、覚せい剤事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員を含む。

*参考 「第三次覚せい剤乱用期」の始期とされる平成7年からの覚せい剤事犯の検挙人員と押収量の推移は下図のとおり。



(1) 押収

平成17年中の覚せい剤押収量は118.9kgで、前年比287.2kg(- 70.7%)の減少となっている。

【表 1 - 2】

* 参考

過去の年別覚せい剤押収量(上位)

	押収年	押収量(kg)
	平成 11年	1975.9
	平成 12年	1026.9
	平成 8年	650.8
	昭和 62年	620.5
	平成 10年	549.0
	平成 15年	486.8
	平成 14年	437.0
	平成 16年	406.1
	平成 13年	406.1
	昭和 61年	349.7

【事例 1 - 1】暴力団幹部らによる大量覚せい剤・MDMA所持等事件(2月・警視庁、福岡)

海上保安庁との合同捜査により、埼玉県内の宅配会社から福岡県内の飲食店へ水枕に隠匿した覚せい剤水溶液を配送しようとするなどした暴力団組長(52歳)ら4名を逮捕して、覚せい剤水溶液約59kgを押収し、さらに埼玉県八潮市内の貸倉庫からMDMAの一度の押収量としては過去最多となる28万6,119錠(末端価格約11億4,400万円相当)を押収するとともに、中国広東省広州市から発送され江東区内の郵便局に局留めになっていた覚せい剤水溶液約16kgを押収し、覚せい剤密輸入事件を立件するなどして、薬物密輸・密売を行っていた暴力団組織を壊滅した。

(2) 密輸関係

ア 密輸入事件の減少

覚せい剤の密輸入事犯については、平成17年中に27件40人を検挙し、前年と比べて件数で75件(- 73.5%)、人員で80人(- 66.7%)いずれも減少している。

これら密輸入事犯は、航空機利用の手荷物物品隠匿・身体巻き付け等の携帯密輸入事犯や国際郵便による航空貨物便を利用した小口密輸入事犯等である。

【表 1 - 7】

イ 覚せい剤大量押収(1kg以上)事例から見た仕出地別押収状況

覚せい剤大量押収事件(報告分)から見た主な仕出地は

中 国 (51.1kg、61.1%)

タ イ (12.9kg、15.4%)

カ ナ ダ (9.9kg、11.9%)

の順になっている。

注 「中国」に「台湾」、「香港等」は含まない。

【事例１－２】ナイジェリア人による覚せい剤密輸入事件（５月・山梨）

覚せい剤を小袋に入れて飲み込み体内に隠匿し、中国から覚せい剤を密輸入したナイジェリア人(35歳)ら２名を覚せい剤営利目的所持で逮捕（他に共犯者１名は薬物中毒で死亡）するとともに、覚せい剤合計約864gを押収し、さらに同様の方法で覚せい剤を密輸入した共犯者のナイジェリア人(39歳)を覚せい剤営利目的密輸入で逮捕した。

(3) 年齢別検挙状況

年齢別の検挙人員は、全て増加しており、30歳代が4,926人(構成比36.9%)で最も多い。【表１－９】

表１－９ 覚せい剤事犯年齢別検挙人員

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
平成17年	427	3,570	4,926	2,748	1,675
構成比(%)	3.2	26.7	36.9	20.6	12.6
平成16年	388	3,213	4,699	2,411	1,509
構成比(%)	3.2	26.3	38.5	19.7	12.3
増 減	39	357	227	337	166
増減率(%)	10.1	11.1	4.8	14.0	11.0

(4) 少年の検挙状況

少年の覚せい剤事犯検挙人員は427人で、前年に比べ39人(+10.1%)増加しており、学職別では中学生が23人(+16人、+228.6%)、高校生が55人(+17人、+44.7%)となっている。【表１－１０】

年別 区分		平13	平14	平15	平16	平17
検 挙 人 員		17,912	16,771	14,624	12,220	13,346
	うち少年(人)	946	745	524	388	427
	構成比(%)	5.3	4.4	3.6	3.2	3.2
	うち中学生	45	44	16	7	23
	うち高校生	83	65	36	38	55

【事例１－３】女子高校生らによる覚せい剤乱用事件（５月・青森）

女子高校生(15歳)ほか少女２名、女子高校生に覚せい剤を注射し使用した風俗店店長(28歳)及び覚せい剤を少女に譲渡した風俗店店員(21歳)をそれぞれ覚せい剤取締法違反（使用・譲渡）で逮捕するとともに、少女らを風俗店で働かせていた山口組傘下組織組長(54歳)を児童福祉法違反により逮捕した。

【事例 1 - 4】女子高校生らによる覚せい剤乱用事件（6 月・埼玉）

校内でジュースに覚せい剤を溶かし飲むなどしていた女子高校生(15歳)ら少女 4 名を覚せい剤取締法違反で逮捕するとともに、その突き上げ捜査により、少女らに覚せい剤を密売していた無職の男(55歳)を覚せい剤取締法（譲渡・所持）違反で逮捕した。

【事例 1 - 5】女子中学生らによる覚せい剤乱用事件（10 月・山口）

宇部市内の男(21歳)に対する別件の覚せい剤取締法違反容疑で同人の居宅の捜索を実施し、居合わせた女子中学生 2 名を含む男女 5 名の任意採尿を実施したところ、全員から覚せい剤反応が検出されたため、覚せい剤取締法（使用）違反により通常逮捕した。

(5) 初犯者率の推移

覚せい剤事犯検挙人員に占める初犯者の比率は44.9%であり、初犯者数は前年に比べ541人(+9.9%)増加している。【表 1 - 1 1、1 - 1 2】

表 1 - 1 1 覚せい剤事犯における初犯者率の推移

区分 \ 年別	平13	平14	平15	平16	平17
検 挙 人 員	17,912	16,771	14,624	12,220	13,346
うち初犯者数	8,742	7,861	6,785	5,454	5,995
初犯者率 (%)	48.8	46.9	46.4	44.6	44.9
初犯者の前年比	-764	-881	-1,076	-1,331	541
同増減率 (%)	-8.0	-10.1	-13.7	-19.6	9.9

表 1 - 1 2 覚せい剤事犯における初犯者の年齢別検挙人員

区分 \ 年齢	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
平成17年	379	2,363	2,165	775	313
構成比 (%)	6.3	39.4	36.1	12.9	5.2
平成16年	339	2,070	2,041	704	300
構成比 (%)	6.2	38.0	37.4	12.9	5.5
増 減	40	293	124	71	13
増減率 (%)	11.8	14.2	6.1	10.1	4.3

(6) 民間からの通報・相談事案等を端緒とした検挙件数

覚せい剤事犯の検挙件数を端緒別に見ると、民間からの通報事案が1,264件（前年比+233件、+22.6%）、苦情・相談事案が362件（+62件、+20.7%）、自首は333件（+76件、+29.6%）であった。【表 1 - 1 3】

表 1 - 1 3 民間からの通報・相談事案等を端緒とした検挙件数の推移

区分 \ 年別	平13	平14	平15	平16	平17
通 報	1,679	1,498	1,211	1,031	1,264
苦情・相談	611	505	400	300	362
自 首	406	413	261	257	333

《その他の主な検挙事例》

【事例 1 - 6】歌舞伎役者による覚せい剤所持事件（8月・警視庁）

自宅に覚せい剤を隠し持っていた歌舞伎役者(32歳)を現行犯逮捕するとともに、覚せい剤約2グラムを押収した。

【事例 1 - 7】映画監督による覚せい剤所持事件（8月・警視庁）

自宅に覚せい剤を隠し持っていた映画監督の男(36歳)を現行犯逮捕するとともに、覚せい剤約3.9グラムを押収した。

【事例 1 - 8】前衆議院議員らによる覚せい剤所持・使用事件（9月・愛知、警視庁）

衆議院議員が覚せい剤を使用しているとの情報を得て、内偵捜査により、被疑者及び関係者を特定し、覚せい剤を所持していた前衆議院議員(41歳)及びその私設秘書ら2名を逮捕するとともに、覚せい剤を密売したイラン人(25歳)を逮捕した。前衆議院議員にあっては、選挙期間中においても覚せい剤を使用していたことが判明している。

【事例 1 - 9】音楽家による覚せい剤所持事件（11月・警視庁）

地域警察官の職務質問により、東京都渋谷区内の路上において、覚せい剤を所持していた音楽家の男性(39歳)を現行犯逮捕した。

【事例 1 - 10】医師による覚せい剤所持事件（11月・警視庁）

地域警察官の職務質問により、東京都渋谷区内の路上において、覚せい剤を所持していた大学医療センターの男性医師(37歳)を現行犯逮捕し、覚せい剤約0.3g等を押収した。

【事例 1 - 11】小学校へ侵入した男による覚せい剤所持事件（12月・京都）

市立小学校内に男が入っていったという110番通報により、直ちに警察官が臨場し、捜索により無職の男(41歳)を発見、同人の言動等が意味不明であったことから、警察署へ任意同行したところ、所持品検査により覚せい剤約0.6g及び注射器等を発見したため、覚せい剤取締法違反（所持）で現行犯逮捕した。

2 大麻事犯

大麻事犯は、検挙人員が減少し、押収量は大麻樹脂が減少したものの、乾燥大麻は増加し過去2番目となった。

(1) 概況

大麻事犯の検挙人員は1,941人で、前年と比べて268人(-12.1%)減少した。

押収量は、乾燥大麻が643.1kg(+36.5kg、+6.0%)と過去2番目を記録し、大麻樹脂は230.5kg(-64.0kg、-21.7%)と減少したが過去4番目の押収量となった。

【表1-14】

表1-14 大麻事犯検挙・押収状況の推移

区分 \ 年別	平13	平14	平15	平16	平17
検挙件数	2,240	2,545	2,772	3,018	2,831
検挙人員	1,450	1,748	2,032	2,209	1,941
うち暴力団構成員等	327	381	515	530	602
構成比(%)	22.6	21.8	25.3	24.0	31.0
押収量(kg)					
乾燥大麻	818.7	224.3	537.2	606.6	643.1
大麻樹脂	72.8	244.1	267.0	294.5	230.5

注：検挙件数・人員には、大麻事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員を含む。

*参考

年別大麻事犯検挙人員(上位)

検挙年	検挙人員(人)
平成16年	2,209
平成15年	2,032
平成14年	2,003
平成17年	1,941
平成13年	1,933

*参考

年別乾燥大麻押収量(上位)

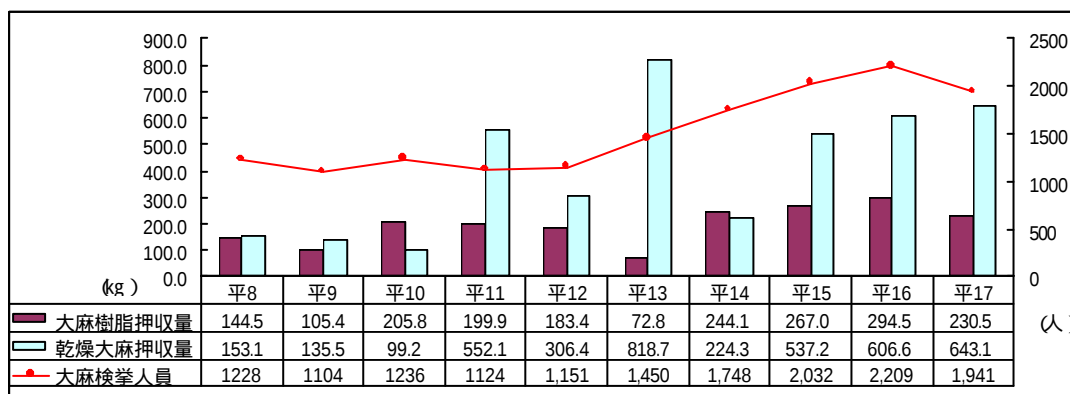
押収年	押収量(kg)
平成13年	818.7
平成17年	643.1
平成15年	606.9
平成16年	606.6
平成11年	552.1

*参考

年別大麻樹脂押収量(上位)

押収年	押収量(kg)
平成16年	294.5
平成15年	267.0
平成14年	244.1
平成17年	230.5
平成10年	205.8

*参考 過去10年間の大麻事犯の検挙人員と押収量の推移は下図のとおり。



(2) 大量押収

ア 乾燥大麻の大量押収

乾燥大麻の押収量は643.1kgで、前年より36.5kg(+6.0%)増加し、過去2番目となった。

1kg以上の大量押収事件(報告分)での主な仕出地は

南アフリカ(180.5kg、45.2%)

ベルギー(41.4kg、10.3%)

カナダ(38.3kg、9.6%)

オランダ(38.2kg、9.6%)

の順になっている。

イ 大麻樹脂の大量押収

大麻樹脂の押収量は230.5kgで、前年より64.0kg(-21.7%)減少したが、過去4番目となった。

1kg以上の大量押収事件(報告分)での主な仕出地は

インド(120.9kg、63.3%)

イスラエル(22.5kg、11.7%)

ネパール(22.2kg、11.6%)

の順になっている。

【事例1-12】オランダ人男女によるオランダからの大量乾燥大麻密輸入事件(2月・千葉)

成田税関支署からの通報により、オランダから乾燥大麻約2kgを身体に巻き付けて密輸入したオランダ人女性(19歳)及び共犯のオランダ人男性(42歳)を逮捕した。

【事例1-13】ガーナ人によるガーナからの大量乾燥大麻密輸入事件(2月・警視庁)

ガーナから国際郵便を利用して乾燥大麻約4kgを密輸入したガーナ人男性(34歳)を逮捕し、乾燥大麻合計約8kgを押収した。

【事例1-14】ジャマイカからの乾燥大麻密輸入等事件(9月・北海道)

仲間と一緒に吸引する大麻を入手するため、ジャマイカへ渡航して大麻を買い付け、米国経由で密輸入することを企て、乾燥大麻約4.8kgを二重に工作したスーツケース底部に隠匿し、機内預託荷物として密輸入したディスクジョッキーの男(22歳)ら2名を大麻取締法(密輸入等)違反で逮捕した。

【事例 1 - 1 5】ベルギーからの大量乾燥大麻密輸入事件（10月・神奈川）

ベルギーから乾燥大麻約41kg（末端価格約1億6,400万円相当）を中古乗用車のバンパー内などに隠匿し、船便で横浜港に密輸入した無職の男（57歳）ら男女3名を大麻取締法（密輸入等）違反で逮捕した。その後の取調べ等により、逮捕した無職の女（42歳）が知人の外国人の指示で8月にベルギーへ渡航し、中古乗用車の輸入手続き等をしていたことが判明した。

【事例 1 - 1 6】イスラエルからの大量大麻樹脂密輸入事件（10月・神奈川）

イスラエルから大麻樹脂約13kg（末端価格約9,100万円相当）を木製テーブルに隠匿し、船便で大井埠頭に密輸入した会社役員（38歳）とその妻（42歳）を大麻取締法（営利目的共同所持）違反で逮捕し、鋭意捜査したところ、会社役員の密輸入の関与が明らかになったことから、同人を密輸入事実で再逮捕した。

(3) 年齢別検挙状況

大麻事犯の年齢別の検挙人員は、未成年者が174人（前年比 - 47人、- 21.3%）、20歳代が1,107人（- 174人、- 13.6%）とそれぞれ減少したものの、未成年者及び20歳代の若年層が大麻事犯検挙人員の66.0%を占めた。

【表 1 - 1 5】

表 1 - 15 大麻事犯年齢別検挙人員

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
平成17年	174	1107	452	159	49
構成比（%）	9.0	57.0	23.3	8.2	2.5
平成16年	221	1281	455	182	70
構成比（%）	10.0	58.0	20.6	8.2	3.2
増 減	-47	-174	-3	-23	-21
増減率（%）	-21.3	-13.6	-0.7	-12.6	-30.0

(4) 少年等の検挙状況

少年の大麻事犯の検挙人員は174人（前年比 - 47人、- 21.3%）と減少し、大麻事犯のうち少年が占める割合は9.0%で、依然として大麻事犯検挙人員の約1割を少年が占めている状況が継続している。【表 1 - 1 5、1 - 1 6】

表 1 - 16 大麻事犯における少年の検挙人員の推移

年別 区分		平13	平14	平15	平16	平17
検 挙 人 員		1,450	1,748	2,032	2,209	1,941
	うち少年	176	190	185	221	174
	構成比 (%)	12.1	10.9	9.1	10.0	9.0
	うち中学生	4	4	3	6	5
	うち高校生	39	33	38	37	42

* 参考 大学生の薬物事犯別検挙人員の推移

年別 区分		平13	平14	平15	平16	平17
覚 せ い 剤		41	30	29	18	29
大 麻		91	66	101	114	63
麻 薬		4	7	11	15	10
合 計		136	103	141	147	102

注：平成12年以降、あへん事犯、向精神薬事犯による検挙はない。

【事例 1 - 17】米国籍少年らによる大麻共同所持事件（5月・沖縄）

米軍捜査機関からの通報により、同基地内の店舗で働く米国人(20歳)を大麻取締法(所持)違反で逮捕し、同人の自供から、公園でパーティーを開き、乾燥大麻を吸引していた米軍人・軍属の家族の少年少女（高校生を含む16歳～19歳）ら合計14名を大麻取締法違反（共同所持）で書類送致した。

【事例 1 - 18】音楽家による大麻所持事件（7月・警視庁）

5月、職務質問により乾燥大麻約3.9グラムを所持していた少年(17歳)を大麻取締法違反で逮捕し、その突き上げ捜査により音楽家の男(40歳)を通常逮捕した。

【事例 1 - 19】大学院生らによる大麻所持事件（9月・警視庁）

駐車苦情により現場出向した地域警察官の職務質問により、大麻を所持していた大学院生(25歳)及び会社員(28歳)を大麻取締法違反で逮捕するとともに、乾燥大麻約21.0g、大麻樹脂約1.6gを押収した。

【事例 1 - 20】大学生による大麻所持事件（9月・警視庁）

知人女性からの相談に基づき、乾燥大麻を所持していた男子大学生(21歳)を大麻取締法違反で逮捕するとともに、乾燥大麻約1.2gを押収した。

(5) 初犯者率の推移

大麻事犯における初犯者率は87.4%であり、初犯者は前年に比べ304人(- 15.2%)減少した。【表 1 - 17、1 - 18】

表 1 - 17 大麻事犯における初犯者率の推移

区分 \ 年別	平13	平14	平15	平16	平17
検 挙 人 員	1,450	1,748	2,032	2,209	1,941
うち初犯者数	1,258	1,542	1,827	2,001	1,697
初犯者率(%)	86.8	88.2	89.9	90.6	87.4
初犯者の前年比	261	284	285	174	-304
同上増減率(%)	26.2	22.6	18.5	9.5	-15.2

表 1 - 18 大麻事犯における初犯者の年齢別検挙人員

区分 \ 年齢	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
平成17年	165	1,004	375	116	37
構成比(%)	9.7	59.2	22.1	6.8	2.2
平成16年	212	1,204	385	140	60
構成比(%)	9.6	54.5	17.4	6.3	2.7
増 減	-47	-200	-10	-24	-23
増減率(%)	-22.2	-16.6	-2.6	-17.1	-38.3

《その他の主な検挙事例》

【事例 1 - 2 1】都内マンションにおける大麻栽培事件(6月・北海道)

覚せい剤所持被疑者の突き上げ捜査から、東京都内のマンションで大量の大麻を栽培し、密売していた無職の男(45歳)を逮捕するとともに、大麻草178本等を押収した。

【事例 1 - 2 2】万博会場に不法侵入しようとした男による大麻所持事件(8月・愛知)

愛知万博長久手会場へ不法侵入しようとしていた男(26歳)を大麻所持で現行犯逮捕するとともに、関連場所の捜索により、乾燥大麻を所持していた男(27歳)を現行犯逮捕した。

【事例 1 - 2 3】海上自衛官らによる大麻取締法違反事件(10月・神奈川)

海上自衛官(33歳)らによる大麻取締法違反事件について、突き上げ捜査等を進めて、海上自衛官6名を含む被疑者9名を大麻取締法(所持等)違反で逮捕した。

【事例 1 - 2 4】数都道県にまたがる組織的な大麻密売事件(10月・北海道)

大麻密売情報に基づき、捜索を実施し大麻を発見して、無職の男(50歳)を大麻所持で逮捕するとともに、乾燥大麻約57kg(末端価格約2億2,800万円)を押収し、更に共犯被疑者2名、関連被疑者1名を乾燥大麻約21kgの共同所持事実等で逮捕した。

3 MDMA等合成麻薬事犯

MDMA等合成麻薬事犯は、検挙人員が過去最高であった前年とほぼ同水準で、押収量は50万錠を超えて過去最高を記録した。

(1) 概況

MDMA等合成麻薬事犯の検挙は、881件(前年比+48件、+5.8%)、403人(-14人、-3.4%)で、検挙件数が増加し、検挙人員は過去最高であった前年と同水準で、20歳代を中心とした乱用がうかがえる。

押収量は、MDMAのみで510,179錠と初めて50万錠を超えて、過去最高であった前年をさらに上回り、MDMA以外の合成麻薬(78錠)及び覚せい剤とMDMA等の混合錠剤(61,265錠)を加えると計571,522錠(+102,396錠、+21.8%)の押収となった。

【表1-19】

表1-19 MDMA等合成麻薬事犯の検挙・押収状況の推移

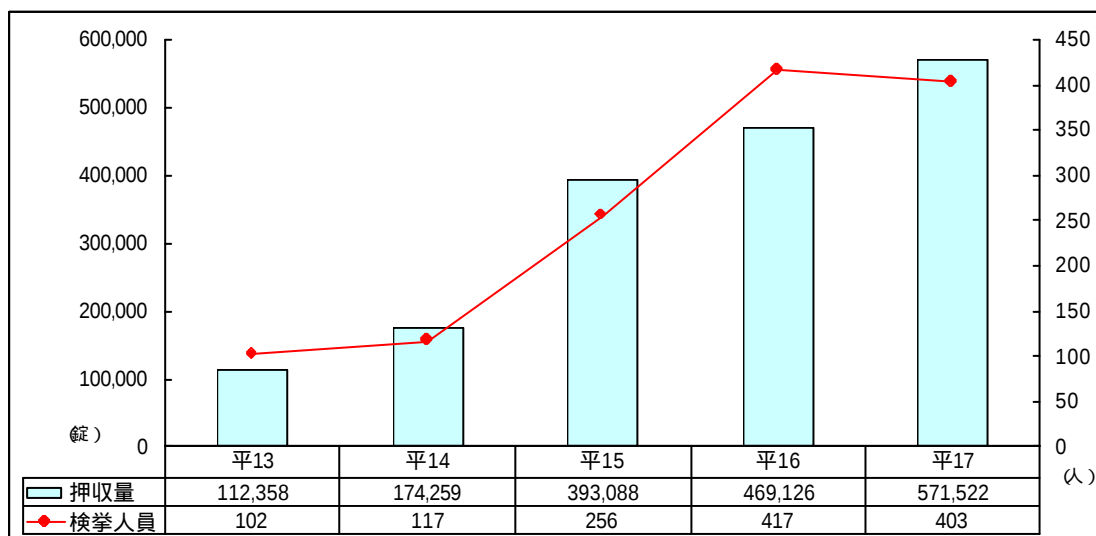
区分 \ 年別	平13	平14	平15	平16	平17
検 挙 件 数	252	291	508	833	881
うちMDMA	-	-	-	824	827
検 挙 人 員	102	117	256	417	403
うちMDMA	-	-	-	412	376
うち暴力団構成員等	22	26	53	138	148
同上比率(%)	21.6	22.2	20.7	33.1	36.7
押 収 量 (錠)	112,358	174,259	393,088	469,126	571,522
うちMDMA	-	-	-	414,770	510,179
うち覚せい剤とMDMA等の混合錠剤	-	19,243	26	50,884	61,265

(注) 1 MDMAについては平成16年から統計項目に盛り込まれたものである。

2 平成14年以降のMDMA等合成麻薬の押収量は覚せい剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

3 検挙件数・人員には、MDMA等合成麻薬事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員を含む。

* 参考 過去5年間のMDMA等合成麻薬事犯検挙状況の推移は下図のとおり。



(2) 大量押収

暴力団組長らが埼玉県内の倉庫などに隠匿していたMDMA 286,119錠(事例1 - 1参照)や、17年2月に開港した中部国際空港においてオーストリア人男性が密輸したMDMA 43,842錠の押収があったことなどにより、MDMAの押収は510,179錠と初めて50万錠を超えた。【表1 - 19】

(3) 密輸関係

MDMA等合成麻薬1,000錠以上の大量押収事件(報告分)のうち、仕出地が判明したものは

オランダ(194,550錠、36.9%)

フランス(38,834錠、7.4%)

を仕出地とするもののみで、全て欧州からの空路による密輸入であった。

【事例1 - 25】オーストリア人によるオランダからのMDMA密輸入事件(3月・愛知)

中部空港税関支署からの通報により、オランダからMDMA 43,842錠(末端価格1億7,500万円相当)を二重底のスーツケースに隠匿携帯して密輸入したオーストリア人男性(25歳)を逮捕した(中部国際空港での薬物密輸入初摘発)。

【事例1 - 26】スペイン人によるオランダからのMDMA等密輸入事件(4月・千葉)

成田税関支署からの通報により、オランダからMDMA等17,309錠(末端価格約7千万円相当)を自己の身体に巻き付け、隠匿携帯して密輸入したスペイン人男性(43歳)を逮捕した。

【事例1 - 27】オランダ人によるオランダからのMDMA密輸入事件(10月・千葉)

オランダから香港を経由して、二重底のスーツケースにMDMAを隠匿し、密輸入した宝石デザイナーのオランダ人の男(28歳)を逮捕するとともに、MDMA約4万錠(末端価格1億6,000万円相当)を押収した。

(4) 年齢別検挙状況

年齢別の検挙人員は、30歳代及び40歳代が増加し、前年に大幅に増加した未成年者及び20歳代の若年層については減少したが、依然として若年層がMDMA等合成麻薬事犯全体の約7割(70.9%)を占めている。【表1 - 20】

表 1 - 2 0 MDMA等合成麻薬事犯の年齢別検挙人員

区分	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
平成17年	63	223	84	23	10
構成比(%)	15.6	55.3	20.8	5.7	2.5
平成16年	67	242	72	19	17
構成比(%)	16.1	58.0	17.3	4.6	4.1
増 減	-4	-19	12	4	-7
増減率(%)	-6.0	-7.9	16.7	21.1	-41.2

(5) 少年の検挙状況

少年のMDMA等合成麻薬事犯の検挙人員は63人で、前年に比べ4人(-6.0%)減少し、MDMA等合成麻薬事犯全体の15.6%である。

また、高校生の検挙は前年と同じ12人であった。【表1-20、1-21】

表 1 - 2 1 MDMA等合成麻薬事犯における少年の検挙人員の推移

区分	年別	平13	平14	平15	平16	平17
検 挙 人 員		102	117	256	417	403
	うち少年	5	7	29	67	63
	構成比(%)	4.9	6.0	11.3	16.1	15.6
	うち中学生	0	0	1	1	1
	うち高校生	1	1	6	12	12

(6) 初犯者率の推移

MDMA等合成麻薬事犯における初犯者率は91.1%であり、初犯者は前年に比べ15人(-3.9%)減少した。【表1-22、1-23】

表 1 - 2 2 MDMA等合成麻薬事犯における初犯者率の推移

区分	年別	平13	平14	平15	平16	平17
検 挙 人 員		102	117	256	417	403
	うち初犯者数	92	112	236	382	367
	初犯者率(%)	90.2	95.7	92.2	91.6	91.1
	初犯者の前年比	30	20	124	146	-15
	同増減率(%)	48.4	21.7	110.7	61.9	-3.9

表 1 - 2 3 MDMA等合成麻薬事犯における初犯者の年齢別検挙人員

区分	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
平成17年	62	203	72	22	8
構成比(%)	16.9	55.3	19.6	6.0	2.2
平成16年	64	227	64	14	13
構成比(%)	15.3	54.4	15.3	3.4	3.1
増 減	-2	-24	8	8	-5
増減率(%)	-3.1	-10.6	12.5	57.1	-38.5

4 コカイン事犯

コカイン事犯の検挙件数は143件(前年比 - 18件、 - 11.2%)、検挙人員は36人(- 40人、 - 52.6%)であった。

押収量は2.9kgで、前年に比べ82.5kg(- 96.6%)減少した。

【表 1 - 2 4】

検挙人員36人中、来日外国人の検挙人員は11人で全体の30.6%にあたり、前年に比べ13人(- 54.2%)減少している。

【表 1 - 3 1】

表 1 - 2 4 コカイン事犯検挙・押収状況の推移

区分 \ 年別	平13	平14	平15	平16	平17
検 挙 件 数	149	145	159	161	143
検 挙 人 員	52	40	58	76	36
うち暴力団構成員等	5	7	13	17	11
同上比率(%)	9.6	17.5	22.4	22.4	30.6
押 収 量 (kg)	23.7	16.7	2.3	85.4	2.9

(注) 検挙件数・人員には、コカイン事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員を含む。

* 参考

年別コカイン押収量(上位)

押収年	押収量(kg)
平成16年	85.4
平成2年	68.8
平成7年	36.0
平成4年	31.4
平成8年	30.0

【事例 1 - 2 8】イラン人による大量覚せい剤・コカイン等所持事件(1月・静岡)

前年に別の覚せい剤密輸入事件で逮捕した日本人の男(34歳)に対する突き上げ捜査により、関連場所として複数の外国人が出入りする東京都内のマンションを突きとめ、長期間の内偵捜査の末、捜索を実施して、覚せい剤約1.3kg、大麻樹脂約3.6kg、コカイン517g、MDMA1,676錠などを発見・押収し、イラン人男性(30歳)を営利目的所持で現行犯逮捕した。

5 ヘロイン事犯

ヘロイン事犯は、検挙件数が31件で前年と比べ10件(- 24.4%)減少し、検挙人員は21人で8人(+ 61.5%)増加した。

押収量は、1kg未満の107.7gであり前年に比べ75.1g増加した。【表1 - 25】

来日外国人の検挙人員は13人で、前年と比べ6人(+ 85.7%)増加した。

【表1 - 31】

表1 - 25 ヘロイン事犯検挙・押収状況の推移

区分 \ 年別	平13	平14	平15	平16	平17
検 挙 件 数	53	64	113	41	31
検 挙 人 員	33	40	72	13	21
うち暴力団構成員等	2	3	4	2	5
同上比率(%)	6.1	7.5	5.6	15.4	23.8
押 収 量 (kg)	4.3	19.1	5.1	(32.6g)	(107.7g)

(注) 検挙件数・人員には、ヘロイン事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員を含む。

6 向精神薬事犯

向精神薬事犯の検挙は、鎮静剤が21件(前年比 - 27件、 - 56.3%)、11人(- 13人、 - 54.2%)、興奮剤は4件(- 3件、 - 42.9%)、4人(- 1人、 - 20.0%)であった。

押収量は、鎮静剤が15,010錠(+7,430錠、+98.0%)、興奮剤は4,277錠(+4,274錠、+142,466.7%)でそれぞれ増加した。【表1 - 26】

表1 - 26 向精神薬事犯検挙・押収状況の推移

年別		平13	平14	平15	平16	平17
区分						
鎮静剤	検 挙 件 数	37	32	44	48	21
	検 挙 人 員	31	18	22	24	11
	うち暴力団構成員等	1	0	2	5	2
	同上比率 (%))	3.2	0.0	9.1	20.8	18.2
	押 収 量 (錠)	29,479	31,184	117,802	7,580	15,010
興奮剤	検 挙 件 数	6	2	2	7	4
	検 挙 人 員	7	3	0	5	4
	うち暴力団構成員等	2	0	0	1	2
	同上比率 (%))	28.6	0.0	0.0	20.0	50.0
	押 収 量 (錠)	14,373	12,722	241	3	4,277

(注) 検挙件数・人員には、向精神薬事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員を含む。

7 あへん事犯

あへん事犯は、31件(前年比 - 49件、 - 61.3%)、12人(- 47人、 - 79.7%)を検挙した。

押収量は、1.0kg(- 0.7kg、 - 41.2%)と減少している。【表 1 - 27】

来日外国人の検挙人員は4人で、前年に比べ4人(- 50.0%)減少した。

【表 1 - 31】

表 1 - 27 あへん事犯 検挙押収状況の推移

区分 \ 年別	平13	平14	平15	平16	平17
検 挙 件 数	85	80	84	80	31
検 挙 人 員	44	43	50	59	12
うち暴力団構成員等	1	8	0	0	0
同上比率 (%)	2.3	18.6	0.0	0.0	0.0
押 収 量 (kg)	11.4	5.7	5.2	1.7	1.0

(注) 検挙件数・人員には、あへん事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員を含む。

8 シンナー等有機溶剤事犯

シンナー等有機溶剤の吸引等の検挙・補導人員は、2,783人(前年比 - 1,274人、 - 31.4%)と減少した。

少年の検挙・補導人員は、1,394人(- 851人、 - 37.9%)と減少しているものの、全体の50.1%を占めており、依然としてシンナー等有機溶剤が少年を中心に乱用されている状況がうかがえる。【表 1 - 28】

表 1 - 28 シンナー等有機溶剤事犯の検挙・補導状況の推移

区分 \ 年別	平13	平14	平15	平16	平17
検 挙 ・ 補 導 件 数	4,537	4,220	4,644	3,947	2,770
検 挙 ・ 補 導 人 員	4,724	4,423	4,895	4,057	2,783
うち少年	3,109	2,802	2,900	2,245	1,394
同上比率 (%)	65.8	63.4	59.2	55.3	50.1
うち暴力団構成員等	172	157	199	175	144
同上比率 (%)	3.6	3.5	4.1	4.3	5.2

注：少年には触法少年を含む。

第3 来日外国人による薬物事犯

- 来日外国人による薬物事犯の検挙人員は、覚せい剤事犯が増加した。

1 概況

来日外国人の全薬物事犯における検挙人員は、608人(前年比 - 16人、 - 2.6%)と減少している。

薬物事犯別では、覚せい剤事犯が412人(+38人、+10.2%)と増加し、麻薬及び向精神薬事犯は47人(-34人、-42.0%)、あへん事犯は4人(-4人、-50.0%)、大麻事犯は145人(-16人、-9.9%)とそれぞれ減少した。

【表1-29、1-31】

表1-29 来日外国人による薬物事犯別検挙人員の推移

区分 \ 年別	平13	平14	平15	平16	平17
覚せい剤	621	553	534	374	412
麻薬及び向精神薬	94	73	131	81	47
あへん	22	27	8	8	4
大麻	142	188	185	161	145
合計	879	841	858	624	608

2 国籍等別検挙状況

来日外国人の国籍等別の薬物事犯検挙状況は、イラン107人(前年比+18人、+20.2%)、フィリピン85人(+17人、+25.0%)、ブラジル121人(+22人、+22.2%)とそれぞれ増加し、3カ国合計の検挙人員は313人(+57人、+22.3%)で、全体の51.5%(+10.5ポイント)を占めた。

この3カ国以外に増加傾向が見られたのは、ベトナム14人(+10人、+250.0%)である。

【表1-30、1-31】

表1-30 過去5年のイラン・フィリピン・ブラジル人の薬物事犯検挙人員の推移

	平13	平14	平15	平16	平17
来日外国人検挙人員	879	841	858	624	608
うちイラン人	219	237	135	89	107
構成比(%)	24.9	28.2	15.7	14.3	17.6
うちフィリピン人	153	104	130	68	85
構成比(%)	17.4	12.4	15.2	10.9	14.0
うちブラジル人	153	164	121	99	121
構成比(%)	17.4	19.5	14.1	15.9	19.9
3カ国合計	525	505	386	256	313
合計(%)	59.7	60.0	45.0	41.0	51.5

表１－３１ 来日外国人による薬物事犯別、国籍等別検挙人員

			総	韓	朝	中	中国	中国	イ	タ	フィ	ベ	マ	イ	オ	ア	カ	コ	ブラ	ナイ	そ
			数	国	鮮	国	(台湾)	(香港等)	ラン	イ	リピン	トナム	レーシア	ギリス	ランダ	メリカ	ナダ	ロンビア	ジル	ジェリア	他
総数	平17	608	20	0	46	6	3	107	36	85	14	4	14	13	31	10	3	121	13	82	
	平16	624	20	2	48	20	5	89	35	68	4	15	18	15	30	24	4	99	11	117	
	増減	-16	0	-2	-2	-14	-2	18	1	17	10	-11	-4	-2	1	-14	-1	22	2	-35	
覚せい剤事犯	平17	412	18		34	6	2	88	34	78	2	4	2	2	9	4	2	99	3	25	
	平16	374	18		21	18	3	74	33	65		12	6	1	7	12	1	76		27	
	増減	38	0	0	13	-12	-1	14	1	13	2	-8	-4	1	2	-8	1	23	3	-2	
大 麻 事 犯	平17	145	2		4			12	1	3	1		10	10	22	6		19	8	47	
	平16	161	2		2	2		9		3		2	9	11	19	10	2	22	9	59	
	増減	-16	0	0	2	-2	0	3	1	0	1	-2	1	-1	3	-4	-2	-3	-1	-12	
麻薬及び向精神薬事犯	計	平17	47	0	0	8	0	1	3	1	4	11	0	2	1	0	0	1	3	2	10
		平16	81	0	1	25	0	2	0	2	0	4	1	3	3	4	2	1	1	2	30
		増減	-34	0	-1	-17	0	-1	3	-1	4	7	-1	-1	-2	-4	-2	0	2	0	-20
	コカイン	平17	11						1					2				1		1	6
		平16	24											1		2	2	1	1	2	15
		増減	-13	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	-2	-2	0	-1	-1	-9
	ヘロイン	平17	13			1			1			11									
		平16	7			2						4		1							
		増減	6	0	0	-1	0	0	1	0	0	7	0	-1	0	0	0	0	0	0	0
	MDMA等合成麻薬	平17	20			7		1	1	1	1				1				3	1	4
		平16	48			23		2		2			1	1	3	2					14
		増減		0	0	-16	0	-1	1	-1	1	0	-1	-1	-2	-2	0	0	3	1	-10
	その他の麻薬	平17	1								1										
		平16	2		1																1
		増減	-1	0	-1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1
	向精神薬	平17	2								2										
		平16	0																		
		増減	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
あへん事犯	平17	4						4													
	平16	8		1				6												1	
	増減	-4	0	-1	0	0	0	-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1	

(注) 「中国」に「台湾」、「香港等」は含まない。

第4 薬物犯罪組織の検挙状況

1 暴力団構成員等の検挙状況

- 全薬物事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員は7,629人(+1,498人、+24.4%)で、特に、覚せい剤事犯が6,853人(+1,423人、+26.2%)と大幅に増加し、覚せい剤事犯検挙人員全体の過半数(51.3%、+6.9ポイント)を占めた。
- 暴力団幹部、密売人等に対する突き上げ捜査を徹底するなど、暴力団等の犯罪組織の壊滅・弱体化に指向した取締りがなされたため、譲渡・譲受事犯の全体が減少している中で、暴力団構成員等による譲渡・譲受事犯の検挙人員が増加し、さらに営利犯の検挙人員についても、密輸以外の違反態様が全て増加した。

(1) 薬物種類別の検挙状況

ア 覚せい剤事犯

覚せい剤事犯に係る暴力団構成員等の検挙は、9,586件(前年比+2,215件、+30.1%)、6,853人(+1,423人、+26.2%)で増加となり、覚せい剤事犯検挙人員全体に占める暴力団構成員等の割合は51.3%(+6.9ポイント)であった。

また、覚せい剤事犯での暴力団構成員等の検挙人員は、全ての暴力団犯罪の検挙人員の23.1%を占めている。【表1-32、1-33】

表1-32 覚せい剤事犯に係る暴力団構成員等の検挙状況の推移

区分	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
検挙件数	26,624	26,834	22,493	24,167	25,913	24,791	23,225	20,129	17,699	19,999
うち暴力団構成員等	10,870	10,754	9,570	10,544	10,548	9,941	9,259	8,206	7,371	9,586
同上比率(%)	40.8	40.1	42.5	43.6	40.7	40.1	39.9	40.8	41.6	47.9
検挙人員	19,420	19,722	16,888	18,285	18,942	17,912	16,771	14,624	12,220	13,346
うち暴力団構成員等	7,912	7,817	7,204	7,944	7,729	7,307	6,738	6,050	5,430	6,853
同上比率(%)	40.7	39.6	42.7	43.4	40.8	40.8	40.2	41.4	44.4	51.3

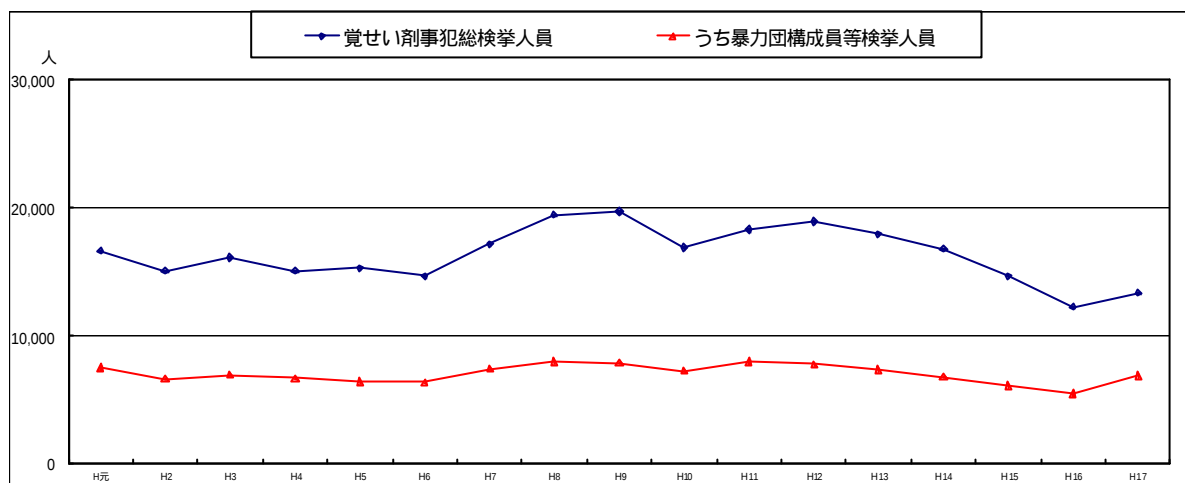
注：検挙件数・人員には、覚せい剤事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員を含む。

表1-33 暴力団犯罪に占める覚せい剤事犯の検挙件数・人員

	総 数		うち覚せい剤事犯		構成比(%)	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
平成17年	56,208	29,626	9,586	6,853	17.1	23.1
平成16年	51,305	29,325	7,371	5,430	14.4	18.5
増 減	4,903	301	2,215	1,423	2.7	4.6

注：総数は、刑法犯及び特別法犯に係る暴力団構成員等の検挙件数・検挙人員の合計である。

★参考 平成元年以降の覚せい剤事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員の推移は下図のとおり。



	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
覚せい剤事犯総検挙人員	16,613	15,038	16,093	15,062	15,252	14,655	17,101	19,420	19,722	16,888	18,285	18,942	17,912	16,771	14,624	12,220	13,346
うち暴力団構成員等検挙人員	7,470	6,581	6,886	6,627	6,401	6,329	7,377	7,912	7,817	7,204	7,944	7,729	7,307	6,738	6,050	5,430	6,853
構成比(%)	45.0	43.8	42.8	44.0	42.0	43.2	43.1	40.7	39.6	42.7	43.4	40.8	40.8	40.2	41.4	44.4	51.3

イ 大麻事犯

大麻事犯に係る暴力団構成員等の検挙は、946件(前年比+91件、+10.6%)、602人(+72人、+13.6%)で増加している。

大麻事犯の検挙人員全体に対する暴力団構成員等の構成比は、31.0%(+7.0ポイント)であった。【表1-34】

表1-34 大麻事犯に係る暴力団構成員等の検挙状況の推移

区分	年別	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
検挙件数		2,019	1,794	2,021	1,670	1,739	2,240	2,545	2,772	3,018	2,831
うち暴力団構成員等		575	537	562	458	457	617	668	801	855	946
同上比率(%)		28.5	29.9	27.8	27.4	26.3	27.5	26.2	28.9	28.3	33.4
検挙人員		1,228	1,104	1,236	1,124	1,151	1,450	1,748	2,032	2,209	1,941
うち暴力団構成員等		282	293	297	253	242	327	381	515	530	602
同上比率(%)		23.0	26.5	24.0	22.5	21.0	22.6	21.8	25.3	24.0	31.0

注：検挙件数・人員には、大麻事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員を含む。

ウ MDMA等合成麻薬事犯

MDMA等合成麻薬事犯に係る暴力団構成員等の検挙は、344件(前年比+39件、+12.8%)、148人(+10人、+7.2%)と増加しており、MDMA等合成麻薬事犯全体に対する暴力団構成員等の構成比は、36.7%(+3.6ポイント)であった。

【表1-35】

表1-35 MDMA等合成麻薬事犯に係る暴力団構成員等の検挙状況の推移

区分	年別	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
検挙件数		214	156	254	241	152	252	291	508	833	881
うち暴力団構成員等		15	7	9	18	37	52	82	128	305	344
同上比率(%)		7.0	4.5	3.5	7.5	24.3	20.6	28.2	25.2	36.6	39.0
検挙人員		15	10	21	36	69	102	117	256	417	403
うち暴力団構成員等		7	2	4	6	8	22	26	53	138	148
同上比率(%)		46.7	20.0	19.0	16.7	11.6	21.6	22.2	20.7	33.1	36.7

注：検挙件数・人員には、MDMA等合成麻薬事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員を含む。

【事例 1 - 2 9】松葉会傘下組織組員らによる航空貨物便利用の覚せい剤等密売事件

(6 月・警視庁)

音楽 C D のケース内に覚せい剤約 10 g と M D M A 約 11 g を隠匿し、航空貨物便を利用して、東京都内から福岡県内へ発送した松葉会傘下組織組員 (40 歳) と福岡県内において同貨物を譲り受けようとした山口組傘下組織組員 (35 歳) を覚せい剤取締法違反等で逮捕した。

【事例 1 - 3 0】山口組傘下組織組員らによる M D M A 密売事件 (9 月・徳島)

密売情報に基づき捜査中のところ、山口組傘下組織組員 1 名 (29 歳) を M D M A 施用事実で逮捕するとともに、同人の突き上げ捜査により、密売人である同組織組員 (37 歳) ら 2 名との M D M A 共同所持事実を特定し逮捕・再逮捕した。

【事例 1 - 3 1】極東会傘下組織幹部による覚せい剤密売事件 (1 0 月・茨城)

すでに逮捕・起訴されている暴力団幹部らとともに覚せい剤約 127 g を所持していた極東会傘下組織幹部 (37 歳) について、約 1 年半に及ぶ追跡捜査により、潜伏先の水戸市内で逮捕し、さらに密売事実を特定の上、麻薬特例法第 5 条 (業としての譲渡し) 違反により再逮捕した。

(2) 主要 3 団体等に係る覚せい剤事犯の検挙状況

山口組、稲川会及び住吉会の暴力団構成員等の覚せい剤事犯検挙人員は 5,412 人 (+ 1,092 人、+ 25.3%) で、覚せい剤事犯に係る暴力団構成員等検挙人員全体の約 8 割を占めている。

【表 1 - 3 6、1 - 3 7】

表 1 - 3 6 山口組、稲川会及び住吉会の暴力団構成員等の覚せい剤事犯検挙人員の推移

区分 \ 年別	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
暴力団構成員等の検挙人員	7,912	7,817	7,204	7,944	7,729	7,307	6,738	6,050	5,430	6,853
うち山口組	3,283	3,435	3,363	3,739	3,668	3,372	3,271	3,081	2,664	3,407
うち稲川会	962	929	866	1,040	1,006	942	852	762	788	924
うち住吉会	1,261	1,183	1,023	1,113	1,099	1,192	1,121	917	868	1,081
3 団体合計	5,506	5,547	5,252	5,892	5,773	5,506	5,244	4,760	4,320	5,412
全体に占める比率 (%)	69.6	71.0	72.9	74.2	74.7	75.4	77.8	78.7	79.6	79.0

表 1 - 3 7 暴力団別の暴力団構成員等の覚せい剤事犯検挙状況の推移

年 別		平13	平14	平15	平16	平17
名 称	件数	9,941	9,259	8,206	7,371	9,586
	人員	7,307	6,738	6,050	5,430	6,853
山 口 組	件数	4,615	4,408	4,104	3,582	4,743
	人員	3,372	3,271	3,081	2,664	3,407
稲 川 会	件数	1,260	1,165	1,047	1,101	1,344
	人員	942	852	762	788	924
住 吉 会	件数	1,627	1,637	1,352	1,217	1,525
	人員	1,192	1,121	917	868	1,081
極 東 会	件数	317	262	215	202	257
	人員	221	190	161	145	182
松 葉 会	件数	411	306	278	255	363
	人員	301	235	212	200	300
会 津 小 鉄 会	件数	235	205	170	78	113
	人員	167	144	125	83	93
国 粹 会	件数	93	56	40	89	85
	人員	79	40	32	64	60
工 藤 会	件数	252	163	141	137	255
	人員	197	127	111	95	167
道 仁 会	件数	134	189	148	149	214
	人員	104	141	141	112	161
その他の団体	件数	997	868	711	561	687
	人員	732	617	508	411	478

【事例 1 - 3 2】山口組傘下組織組員による営利目的大麻所持事件（7月・兵庫）

乾燥大麻約1.1kgを販売用に小分けし、ポリ袋に値札を付けるなどした状態で、知人の女(20歳)に預けていた山口組傘下組織組員(21歳)を大麻取締法（営利目的所持）違反で逮捕した。

【事例 1 - 3 3】稲川会傘下組織組員による覚せい剤密売事件（7月・愛媛）

覚せい剤の所持・使用で逮捕した元山口組傘下組織組員(56歳)の取り調べを徹底して同人の突き上げ捜査から、覚せい剤の仕入先である刑務所仲間で東京都内の稲川会傘下組織組員(37歳)を割り出し、覚せい剤の譲り渡し事実で逮捕するとともに、その後の取り調べにより、3ヶ月間に9回にわたり、覚せい剤計約34gを元組員に密売していたことなどを解明し、覚せい剤の営利譲渡事実を特定した。

【事例 1 - 3 4】山口組傘下組織幹部による覚せい剤使用事件（9月・愛媛）

公務執行妨害で現行犯逮捕した山口組傘下組織幹部(66歳)について、覚せい剤使用の情報を得ていたことから、採尿を実施し覚せい剤使用で再逮捕した。

【事例 1 - 3 5】山口組傘下組織周辺者らによる覚せい剤密売事件（10月・香川）

覚せい剤末端乱用者からの突き上げ捜査により、密売人である山口組傘下組織周辺者の男(28歳)ら2名を割り出し逮捕するとともに、関係箇所を一斉搜索し覚せい剤約10g、注射器等を押収した。

【事例１－３６】住吉会傘下組織幹部らによる覚せい剤密売事件（１０月・香川）

覚せい剤末端乱用者からの突き上げ捜査により、密売人の住吉会傘下組織組員(32歳)を特定し、内偵捜査を実施して同組長方等を一斉搜索し、若頭である幹部(31歳)ら３名を逮捕した。

【事例１－３７】山口組傘下組織周辺者による覚せい剤密売事件（１０月・愛媛）

末端乱用者（譲受け客）を検挙し、その突き上げ捜査により山口組傘下組織周辺者の男(74歳)を覚せい剤の営利譲渡し等で逮捕するとともに、覚せい剤約1.8gを押収した。

(3) 覚せい剤事犯に係る暴力団構成員等の違反態様別検挙状況

ア 違反態様別

覚せい剤事犯に係る違反態様別の検挙人員は、密輸事犯が40人(前年比－80人、－66.7%)で、うち暴力団構成員等は11人(－10人、－47.6%)と減少している。

所持事犯は、4,831人(+602人、+14.2%)で、うち暴力団構成員等は2,664人(+615人、+30.0%)、使用事犯は7,552人(+654人、+9.5%)で、うち暴力団構成員等は3,667人(+741人、+25.3%)となって、いずれも増加している。

譲渡事犯は596人(－41人、－6.4%)で、うち暴力団構成員等は363人(+34人、+10.3%)、譲受事犯は233人(－20人、－7.9%)で、うち暴力団構成員等は103人(+22人、+27.2%)となって、それぞれ暴力団構成員等のみが増加した。

【表１－３８】

暴力団幹部、密売人等に対する突き上げ捜査を徹底するなど、暴力団等の犯罪組織の壊滅・弱体化に指向した取締りがなされたため、譲渡・譲受事犯の全体が減少している中で、暴力団構成員等による譲渡・譲受事犯の検挙人員は増加した。

表１－３８ 覚せい剤事犯に係る暴力団構成員等違反態様別検挙人員の推移

年別	区分	総検挙人員	密輸	所持	譲渡	譲受	使用	その他
平成１７年		13,346	40	4,831	596	233	7,552	94
	うち暴力団構成員等	6,853	11	2,664	363	103	3,667	45
	構成比(%)	51.3	27.5	55.1	60.9	44.2	48.6	47.9
平成１６年		12,220	120	4,229	637	253	6,898	83
	うち暴力団構成員等	5,430	21	2,049	329	81	2,926	24
	構成比(%)	44.4	17.5	48.5	51.6	32.0	42.4	28.9
平成１５年		14,624	65	5,171	856	315	8,143	74
	うち暴力団構成員等	6,050	20	2,266	435	82	3,212	35
	構成比(%)	41.4	30.8	43.8	50.8	26.0	39.4	47.3
平成１４年		16,771	20	5,983	984	386	9,281	117
	うち暴力団構成員等	6,738	3	2,620	454	89	3,528	44
	構成比(%)	40.2	15.0	43.8	46.1	23.1	38.0	37.6
平成１３年		17,912	56	6,703	1,078	298	9,736	41
	うち暴力団構成員等	7,307	9	2,919	547	70	3,751	11
	構成比(%)	40.8	16.1	43.5	50.7	23.5	38.5	26.8

イ 営利犯の違反態様別

覚せい剤事犯の営利犯に係る違反態様別の検挙人員は、密輸事犯が28人(前年比 - 73人、 - 72.3%)で、うち暴力団構成員等は8人(- 9人、 - 52.9%)と減少している。

所持事犯は、325人(+28人、+9.4%)で、うち暴力団構成員等は216人(+16人、+8.0%)、譲渡事犯は109人(+13人、+13.5%)で、うち暴力団構成員等は79人(+26人、+49.1%)、譲受事犯は12人(+1人、+9.1%)で、うち暴力団構成員等は9人(+4人、+80.0%)となって、いずれも増加している。【表1 - 39】

営利犯の検挙人員について、密輸以外の違反態様が全て増加しており、営利性の立証による重罰の獲得など、組織壊滅に効果的な取り組みが強化されている。

表1 - 39 覚せい剤事犯の営利犯に係る暴力団構成員等違反態様別検挙人員の推移

年別	区分	総 検 挙 人 員	密 輸	所 持	譲 渡	譲 受	そ の 他
平 成 1 7 年		479	28	325	109	12	5
	うち暴力団構成員等	314	8	216	79	9	2
	構成比(%)	65.6	28.6	66.5	72.5	75.0	40.0
平 成 1 6 年		509	101	297	96	11	4
	うち暴力団構成員等	277	17	200	53	5	2
	構成比(%)	54.4	16.8	67.3	55.2	45.5	50.0
平 成 1 5 年		368	39	231	93	3	2
	うち暴力団構成員等	215	16	141	56	2	
	構成比(%)	58.4	41.0	61.0	60.2	66.7	0.0
平 成 1 4 年		437	9	292	125	8	3
	うち暴力団構成員等	225	3	160	58	3	1
	構成比(%)	51.5	33.3	54.8	46.4	37.5	33.3
平 成 1 3 年		393	24	251	111	3	4
	うち暴力団構成員等	219	7	143	68	1	0
	構成比(%)	55.7	29.2	57.0	61.3	33.3	0.0

【事例1 - 38】山口組傘下組織幹部らによる覚せい剤取締法違反事件(11月・鳥取)

東京都内のマンションを拠点にインターネットを利用して覚せい剤を密売していた山口組傘下組織周辺者の男(40歳)を覚せい剤取締法違反で逮捕し、覚せい剤約60gなどを押収するとともに、同人の覚せい剤仕入先である福岡県内の山口組傘下組織幹部(47歳)を覚せい剤取締法(譲渡し未遂)違反により逮捕した。

2 外国人密輸密売組織の検挙状況

イラン人をはじめとした来日外国人による組織的な薬物密輸・密売事犯を検挙して、それら犯罪組織を壊滅した。

(1) イラン人薬物密売組織

イラン人の覚せい剤事犯検挙人員は、88人で前年より14人(+18.9%)増加した。

このうち営利犯は、46人(前年比+11人、+31.4%)と全体の52.3%(+5.0ポイント)を占め、他の国籍・地域に比べ著しく高率であり、依然としてイラン人が覚せい剤の密売に深くかかわっている状況がうかがえる。

【表1-40、1-41、1-42】

最近では、繁華街の路上、公園等における無差別的な密売は減少し、客付携帯電話等を利用して客に接触場所を指定したり、交渉役、代金受領役、見張り役、薬物渡し役等を分担するなどの方法によって密売が敢行されており、これらイラン人密売組織に対する取締りを強化している。

また、これらイラン人薬物密売組織は、薬物密売に絡む他組織との抗争、組織内のトラブル等から、逮捕監禁、誘拐、けん銃による殺人事件等を敢行しており、同組織の凶悪化・武装化が見受けられる。

表1-40 イラン人の薬物事犯別検挙人員の推移

区分 \ 年別	平13	平14	平15	平16	平17
覚せい剤	157	165	109	74	88
麻薬及び向精神薬	15	9	8	0	3
あへん	20	23	6	6	4
大麻	27	40	12	9	12
合計	219	237	135	89	107

表1-41 イラン人の覚せい剤事犯における営利犯検挙人員の推移

区分 \ 年別	平13	平14	平15	平16	平17
来日外国人の覚せい剤事犯検挙人員	621	553	534	374	412
うちイラン人	157	165	109	74	88
構成比(%)	25.3	29.8	20.4	19.8	21.4
うちイラン人の営利犯	50	74	41	35	46
構成比(%)	31.8	44.8	37.6	47.3	52.3

注：営利犯とは営利目的の密輸入、所持、譲渡、譲受事犯をいう。

表 1 - 4 2 来日外国人の覚せい剤事犯における営利犯検挙人員

	総 数	イ ラ ン	フィリピン	ブラジル	中 国	韓 国	その他
平成17年	412	88	78	99	34	18	95
うち営利犯	71	46	3	2	1	0	19
構成比 (%)	17.2	52.3	3.8	2.0	2.9	0.0	20.0
平成16年	374	74	65	76	21	18	120
うち営利犯	95	35	6	1	3	2	48
構成比 (%)	25.4	47.3	9.2	1.3	14.3	11.1	40.0

(注) 「中国」に「台湾」、「香港等」は含まない。

【事例 1 - 3 9】イラン人グループによる覚せい剤等密売事件（1月～12月・警視庁）

渋谷センター街をはじめ恵比寿、原宿地区を拠点としたイラン人薬物密売グループについて、末端乱用者からの突き上げ捜査及び長期内偵捜査により、密売専用携帯電話で客からの注文を受け、密売場所などを指定して、覚せい剤、大麻等を密売していたイラン人(38歳)ら密売人23名、日本人客ら217人を逮捕等するとともに、関係場所等の捜索により覚せい剤、大麻、MDMA等を押収した。

【事例 1 - 4 0】イラン人による大量覚せい剤等所持事件（2月・茨城）

恐喝（未遂）容疑で逮捕したイラン人(39歳)の住居である水戸市内のマンションから覚せい剤約700g、MDMA455錠、乾燥大麻約1,430gなど（合計末端価格5,700万円相当）を押収し、覚せい剤等の営利目的所持で再逮捕するとともに、末端乱用者からの裏付け捜査により、イラン人が密売人であることが判明した。

(2) 来日外国人による組織的な薬物密輸事犯の検挙状況

来日外国人による薬物密輸事犯で、検挙した主なものは、航空機を利用して、スーツケース等の手荷物物品に薬物を隠匿したり、薬物を身体に巻き付ける等の方法による携帯密輸入事犯であり、いわゆる「運び屋」の検挙がほとんどである。

これら以外には、国際郵便による航空貨物等を利用し密輸入して、その受取人となった事案などがある。

また、これまで来日外国人が組織的に薬物犯罪を敢行する場合、暴力団等から薬物を仕入れて密売を行っていたが、イラン人密売組織が自ら密輸ルートを開拓し、手下のイラン人や日本人を運び屋に仕立て、携帯密輸入を繰り返し敢行していた事犯が検挙されるなど、暴力団等と結託することなく、独自に密輸を行う来日外国人犯罪組織が形成され始めていることが明らかになった。

【事例 1 - 4 1】中国人グループによる大量覚せい剤密輸入事件（2 月・警視庁、埼玉）

中国・上海から覚せい剤約 4 kg を密輸入したとして、首謀者の中国人男性(38 歳)と配下の日本人男性 3 名を逮捕し、同人らの取り調べ、証拠品の精査等により、映像機器の基盤を外し、内部に覚せい剤を隠匿し航空手荷物として密輸入する手口で、中国から約 40 回にわたり覚せい剤計約 40 kg（末端価格約 24 億円相当）を密輸入していたことを特定し、同人ら 4 名を麻薬特例法第 5 条（業としての不法輸入）違反で再逮捕するなどして密輸組織を壊滅した。

【事例 1 - 4 2】イラン人組織によるマレーシアルート大量覚せい剤密輸密売事件（3 月・愛知）

イラン人を首謀者とするマレーシアルートの覚せい剤密輸密売事件につき、名古屋税関との合同捜査により、関連する携帯密輸事犯等を検挙し、覚せい剤合計約 15 kg（末端価格約 9 億円相当）を押収するとともに、運び屋の取り調べ、証拠品の精査等から、これまで国内において密売組織を形成し、薬物の密売を繰り返していたイラン人組織が、自ら密輸ルートを開拓し、日本人等の運び屋を使って覚せい剤を密輸入していたことが明らかとなり、首謀者のイラン人男性(26 歳)に麻薬特例法第 5 条（業としての輸入・譲渡し）を適用し、密輸密売組織を壊滅した。

【事例 1 - 4 3】ネパールルートによる大量大麻樹脂密輸入事件（8 月・神奈川）

ネパールから大麻樹脂約 16 kg（末端価格約 1 億 2,800 万円相当）を木製テーブルに隠匿し密輸入した日本語学校学生らネパール人(31 歳) 4 名、中国人(39 歳)、日本人の女(34 歳)の合計 6 名を大麻取締法（密輸入等）違反で逮捕した。

3 麻薬特例法適用状況

薬物犯罪組織の取締りに極めて有効な麻薬特例法の活用が定着し、暴力団やイラン人組織などによる薬物密輸・密売事犯に対して、積極的に適用され、犯罪組織の壊滅、弱体化に効果的に活用されている。

麻薬特例法の適用状況は、同法第 5 条（業としての不法輸入等）を適用した事件が 47 件(前年比 + 2 件、+ 4.4%)で、うち密輸事件は 5 件(- 3 件、- 37.5%)、密売事件（業として的大麻栽培事犯 1 件を含む。）が、42 件(+ 5 件、+ 13.5%)であった。

特に、麻薬特例法第5条（業としての不法輸入等）を適用した事件のうち、主たる被疑者が暴力団構成員等であった事件は27件（±0件）で、同じく主たる被疑者がイラン人であった事件は10件（+4件、+66.7%）となっており、組織犯罪に対する加重処罰規定の積極的活用が図られた。

麻薬特例法第6条（薬物犯罪収益等隠匿）を適用した事件は3件（-2件、-40.0%）で、これらは全て「薬物犯罪収益等の取得について事実を偽装する行為」であった。

また、前年に適用がなかった同法第7条（薬物犯罪収益等収受）を適用した事件は2件で、さらに同法第14条（薬物犯罪収益の推定）の規定により密売期間中の薬物犯罪収益を特定するなどして、同法第19条第3項（起訴前の没収保全）を適用した事件は、8件（+3件、+60.0%）となっており、薬物犯罪収益等に着目した取締りが推進された。【表1-43、1-44】

これら以外に、薬物犯罪収益等に対する捜査の過程で、暴力団組長の不法収益を特定し課税通報した事例や、暴力団組織壊滅の捜査方針の下、検察庁において組事務所等の追徴保全請求をした事例があった。

表1-43 麻薬特例法の適用状況の推移

区分	平4	平5	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
業として行う不法輸入等（5条）	1	3	2	4	23	24	20	18	34	18	43	32	45	47
薬物犯罪収益等隠匿（6条）		1		2	2		2	1	2	3		8	5	3
薬物犯罪収益等収受（7条）			1			1						2		2
あおり又は唆し（9条）								1				2		1
起訴前の没収保全（19条3項）					1		1		2	4	7	8	5	8

（注） 件数は、平成4年7月1日法律施行後の適用事件数で、薬物銃器対策課実務統計である。

表1-44 暴力団及びイラン人に係る麻薬特例法適用状況

年別	区分	業としての不法輸入等	密輸事件	密売事件	薬物犯罪収益等隠匿	薬物犯罪収益等収受	あおり又は唆し	起訴前の没収保全
平成17年		47	5	42	3	2	1	8
	うち暴力団構成員等	27	0	27	2	2	1	5
	構成比（%）	57.4	0.0	64.3	66.7	100.0	100.0	62.5
	うちイラン人	10	1	9	0	0	0	1
	構成比（%）	21.3	20.0	21.4	0.0	0.0	0.0	12.5
平成16年		45	8	37	5	0	0	5
	うち暴力団構成員等	27	3	24	3	0	0	3
	構成比（%）	60.0	37.5	64.9	60.0	0.0	0.0	60.0
	うちイラン人	6	0	6	0	0	0	
	構成比（%）	13.3	0.0	16.2	0.0	0.0	0.0	0.0

（注） 1 件数は、麻薬特例法適用事件数で、薬物銃器対策課実務統計である。

2 麻薬特例法適用事件で、主な被疑者が暴力団構成員等又はイラン人であるものを計上している。

3 平成17年の業としての不法輸入等は、密売事件に業として的大麻栽培事犯1件を計上している。

《麻薬特例法第5条（業としての輸入）適用事例》

【事例1 - 44】ブラジルからの大量大麻・コカイン密輸入事件（9月・大阪）

ブラジルから乾燥大麻約2.2kg（末端価格約880万円相当）とコカイン約920g（末端価格約5,500万円相当）をクッキー缶やコーヒー瓶に詰めてスーツケース内に隠匿し、密輸入しようとした無職の男（24歳）ら5名を逮捕するとともに、同人らの取り調べ、証拠品の精査等から、過去に3回にわたり、乾燥大麻計約5.7kgを密輸入していたことを特定し、うち主犯格の男ら3名に麻薬特例法第5条（業としての密輸入）を適用して、薬物密輸グループを壊滅した。

《麻薬特例法第5条（業としての譲渡し等）適用事例》

【事例1 - 45】俠道会傘下組織組長らによる覚せい剤密売事件（7月・岡山、広島）

俠道会傘下組織組長（61歳）らによる覚せい剤密売事件で、密売人の逮捕等に伴って密売電話が変更した後の密売再開に際し、その後、麻薬特例法第8条（覚せい剤としての譲受け）違反で逮捕された客（42歳）に対して、当時、同組織組長秘書の男（35歳）が新たな密売電話番号を教示していたことを特定し、同秘書に対して麻薬特例法第8条（覚せい剤としての譲受け）に係る幫助罪を適用し逮捕した。さらに、同秘書が組長らによる覚せい剤の密売に関与していたことを明らかにし、麻薬特例法第5条（業としての譲渡し）の幫助により再逮捕した。

【事例1 - 46】インターネット利用の広域覚せい剤密売事件（6月・埼玉）

インターネットを利用して覚せい剤を密売していた無職の女（27歳）を覚せい剤取締法（営利目的所持）違反で逮捕し、30都道府県122人の客を相手に、業として覚せい剤を密売していた事実を明らかにして、麻薬特例法第5条（業としての譲渡し）違反により追送致した。

【事例1 - 47】工藤会傘下組織幹部による覚せい剤密売事件（6月・福岡）

覚せい剤乱用者からの徹底した突き上げ捜査と長期内偵捜査により、工藤会傘下組織幹部（33歳）による薬物密売組織を解明し、主犯格である同幹部を覚せい剤取締法（営利目的所持）違反で逮捕して、覚せい剤密売専用口座に対する起訴前の没収保全をかけるとともに、麻薬特例法第5条（業としての譲渡し）を適用した。

【事例 1 - 4 8】大麻密売人による大麻栽培事件（8 月・長崎）

乾燥大麻約66 g 及び大麻樹脂約 1 kgを所持していた大麻密売人の男(55歳)を大麻所持で通常逮捕し、その後の捜査により、山林に大麻草1,919本を栽培していたことを明らかにして、営利栽培等で再逮捕した後、さらに麻薬特例法第 5 条(業としての栽培)を適用した。

【事例 1 - 4 9】山口組傘下組織組員による覚せい剤密売事件（9 月・岡山）

すでに麻薬特例法第 5 条（業としての譲渡し）違反で起訴されている岡山県内の山口組傘下組織組長(54歳)に対する突き上げ捜査において、同組長及び関連被疑者の取調べ、証拠品の精査等により、同組長に覚せい剤を譲り渡していた都内の山口組傘下組織組員(38歳)を麻薬特例法第 5 条（業としての譲渡し）違反により逮捕した。

【事例 1 - 5 0】愛知県全域にわたるイラン人グループによる薬物密売事件（9 月・愛知）

愛知県全域にわたり覚せい剤、コカイン等の薬物を密売していたイラン人グループについて、名古屋市内・尾張・三河の各地区担当のイラン人合計 6 名を逮捕し、覚せい剤、大麻、現金1,800万円などを押収するとともに、同人らの取り調べ、証拠品の精査等により、これまでに覚せい剤等の密売で計約 4 億円の売上げがあったと推定され、イラン人 6 名に対し、麻薬特例法第 5 条（業としての譲渡し）を適用した。

【事例 1 - 5 1】インターネット利用覚せい剤密売事件（11 月・静岡、群馬）

インターネットのサイトを通じて、覚せい剤を密売していたコンピュータープログラマーの男(31歳)らに、覚せい剤などの密売代金の振込口座に使うことを知りながら、自己名義の預金通帳とキャッシュカードを代金 3 万円で譲り渡し、使用させるなどした無職女(32歳)及び風俗店従業員の男(32歳)に対し、麻薬特例法第 5 条（業としての譲渡し）違反の幫助罪を適用し、それぞれ通常逮捕した。

《麻薬特例法第 6 条（薬物犯罪収益等隠匿）適用事例》

【事例 1 - 5 2】インターネット利用による向精神薬等密売事件（2 月・広島）

携帯電話のインターネットを利用して全国に向精神薬及び医薬品を密売していた男女(36歳、40歳)を麻薬及び向精神薬取締法（広告の禁止）違反で逮捕するとともに、同人らの自宅から42種類の向精神薬を含む医薬品約4万錠を押収するなどし、供述及び証拠品の精査などから約 2 年間で合計 2 千万円の売上げがあったことを推定するとともに、同人らに対し、麻薬特例法第 5 条（業としての譲渡し）、同 6 条（薬物犯罪収益等隠匿）違反及び組織犯罪処罰法第10条（犯罪収益等隠匿）を適用した。

《麻薬特例法第7条（薬物犯罪収益等収受）適用事例》

【事例1-53】インターネット利用覚せい剤密売事件（9月・静岡、群馬）

インターネットのサイトを通じて、覚せい剤を密売していたコンピュータープログラマーの男(31歳)が薬物密売で得た利益から、用心棒代等の名目で現金等を徴収していた稲川会傘下組織組員(36歳)及び山口傘下組織組員(33歳)に対し、麻薬特例法第7条（薬物犯罪収益等収受）を適用し逮捕した。

《麻薬特例法第19条第3項（起訴前の没収保全）適用事例》

【事例1-54】俠道会傘下組織組長らによる覚せい剤密売事件（3月～7月・岡山、広島）

俠道会傘下組織組長(61歳)らによる覚せい剤密売事件について、薬物犯罪収益として合計約3億5,000万円を推定するとともに、同組長が管理する銀行預金4口座(計約4,000万円)を割り出し、麻薬特例法第19条第3項による起訴前の没収保全を請求した。

【事例1-55】山口組傘下組織組員らによる覚せい剤密売事件（12月・北海道）

山口組傘下組織組員(25歳)らによるインターネット利用の覚せい剤密売事件で、薬物犯罪収益として合計約2,100万円を推定するとともに、同人らが管理する預貯金5口座(計約930万円)を割り出し、麻薬特例法第19条第3項による起訴前の没収保全を請求した。

《麻薬特例法第9条（あおり・唆し）適用事例》

【事例1-56】インターネット利用覚せい剤密売事件（9月・静岡、群馬）

インターネットのサイトを通じて、覚せい剤を密売していたコンピュータープログラマーの男(31歳)に対して、ホームページ上に薬物密売広告を掲載し、薬物乱用をあおる等したとして、麻薬特例法第9条（あおり又は唆し）を適用した。

《麻薬特例法第20条（追徴保全）適用事例》

【事例1-57】俠道会傘下組織組長らによる覚せい剤密売事件（7月・岡山、広島）

俠道会傘下組織組長(61歳)らによる覚せい剤密売事件について、同組長らの起訴後、さらに組事務所の閉鎖、資産剥奪等の捜査方針の下、岡山地方検察庁において、同組長の自宅、組事務所及び土地などの追徴保全請求をした。

4 インターネット利用による薬物密売事犯取締り状況

インターネットを利用した薬物密売事犯の検挙が大幅に増加した。

インターネットを利用した薬物密売事犯で、密売人（密売の首魁）を検挙した事件は18件で、前年比12件（+200.0%）の大幅な増加となっている。

また、それら検挙した密売事件について、主な密売薬物（押収薬物）をみると、覚せい剤13件、大麻1件、MDMA1件、向精神薬3件であった。

特に、密売人が暴力団構成員等であった事件は10件で、インターネットを利用した薬物密売事件の約6割（55.6%）であったほか、検挙した18事件のうち麻薬特例法を適用したものは10件であった。

（注）○ 件数は、薬物銃器対策課実務統計による。

○ インターネットを利用した薬物密売事犯で、その首魁等に相当する密売人を検挙した場合に事件単位ごとに計上している。

よって、インターネットを利用して薬物を購入していた末端乱用者を検挙したのみの場合は、密売人（密売の首魁）の検挙がないので計上していない。

インターネットを利用した薬物の密売事犯は、近年、増加傾向にあり、その手口はインターネットの掲示板等に密売サイトを掲載し、これにアクセスしてきた客から注文を受けて、購入量や金額、届出先をやりとりし、指定した口座に代金が振り込まれたのを確認した後、薬物を配送するというものなどで、ほとんどが非面接方式で、インターネット特有の匿名性を悪用したものであり、さらにそれら薬物の購入客は全国に及んでいることから、サイバーパトロールや客である末端乱用者からの突き上げ捜査を強化している。

【事例1 - 58】インターネット利用の広域覚せい剤等密売事件（5月・富山）

サイバーパトロールを端緒として、インターネットの掲示板を利用し、覚せい剤、大麻、MDMA等の薬物を密売して、その代金を他人名義の預金口座に振り込ませていた横浜市内に居住する稲川会傘下組織周辺者の男2名（39歳・56歳）に対し、麻薬特例法第5条（業としての譲渡し）、6条（薬物犯罪収益等隠匿）を適用し、同人らの取り調べ、証拠品の精査等から、約1年間の密売により約2,100万円の収益を得ていたことを解明した。

【事例 1 - 59】インターネット利用による広域覚せい剤密売事件（6月・福岡、岩手、埼玉）

インターネットの掲示板に「アイス屋」の名称を使い、全国に覚せい剤を密売をしていた事案を捜査中のところ、福岡市内の郵便局において盗難カードを使用しようとして窃盗未遂で逮捕した無職の男(31歳)に対する捜査から同人の関与が判明したもので、覚せい剤取締法（営利目的所持）違反で再逮捕するとともに、1都4県にわたる譲受け客7名を逮捕した。同人の取り調べ等から、山口組傘下組織の指示で密売を始め、約1年間で合計3,200万円の収益を得ていたことが判明した。

【事例 1 - 60】インターネット利用覚せい剤密売事件（7月・静岡、群馬）

携帯電話のインターネットサイトを利用した覚せい剤密売事件で、長期内偵捜査により、末端乱用者を検挙するとともに、密売人のコンピュータープログラマーの男(31歳)、共犯の女(33歳)、さらに覚せい剤の仕入先である稲川会傘下組織組員(36歳)を割り出し、密売人ら男女7名を覚せい剤営利目的譲渡などで逮捕し、覚せい剤約100グラム、乾燥大麻約20グラム、MDMA90錠を押収した。密売人の取り調べ、証拠品の精査等から、28都道府県の客に対し覚せい剤計約1.5kgを密売し、約2,500万円の売上げを得ていたと推定され、密売人の男女に対し、麻薬特例法第5条（業としての譲渡し）を適用した。

【事例 1 - 61】山口組傘下組織周辺者らによるインターネット利用覚せい剤密売事件
（12月・鳥取）

末端乱用者からの突き上げ捜査により、東京都内のマンションを拠点にインターネットを利用して覚せい剤を密売していた山口組傘下組織周辺者の男(40歳)を覚せい剤取締法（譲渡）違反で逮捕して、覚せい剤約60g、注射器3,240本などを押収し、さらに覚せい剤、大麻等の所持事実などで計5回逮捕するとともに、業として覚せい剤を密売していたことを明らかにし、麻薬特例法第5条（業としての譲渡し）違反により起訴された。

【事例 1 - 62】山口組傘下組織組員らによるインターネット利用の覚せい剤密売事件
（12月・北海道）

インターネットを利用して全国の客から注文を受け、覚せい剤や大麻などを密売し、1年間に3千万円以上の売上げを得ていた山口組傘下組織組員(26歳)ら密売人3名及び客18人を覚せい剤営利目的所持等で逮捕するとともに、覚せい剤約44g、MDMA59錠、乾燥大麻約100gを押収した。組員らの取り調べ、証拠品の精査等により、密売実態を明らかにし、組員ら3名を麻薬特例法第5条（業としての譲渡し）違反で再逮捕するとともに、同組織幹部(28歳)を指名手配した。

5 薬物犯罪組織の壊滅に向けた取り組み

組織犯罪対策関係部門の一体的な取締りなどにより、薬物密輸・密売組織の壊滅、弱体化が徹底された。

(1) 薬物犯罪組織の壊滅、弱体化の状況

組織犯罪対策の強化を図るため、薬物捜査部門と暴力団対策部門や来日外国人犯罪対策部門との一体的な取締りを推進したところ、暴力団構成員等に係る薬物犯罪の検挙人員が増加するとともに、薬物密輸・密売組織を壊滅させた取組みがみられた。

また、各都道府県警察のみでなく、他機関（税関、麻薬取締部、海上保安庁）を含めた合同捜査等も積極的に図られている。

【事例 1 - 6 3】住吉会傘下組織組長らによる組織的覚せい剤密売事件（1 月・新潟）

16年 9 月に住吉会傘下組織組員を暴行・傷害で逮捕した際における覚せい剤約 4 g の押収を端緒として、徹底した突き上げ捜査により、同組長(42歳)が山口組傘下組織幹部から覚せい剤を入手し密売していた事実を解明して、組長ら 9 名を逮捕し同組織を壊滅した。

【事例 1 - 6 4】狭道会傘下組織組長らによる覚せい剤密売事件（3 月・岡山、広島）

配下の組員らにプリペイド式携帯電話で注文を受けさせ、コンビニの駐車場等を指定し待ち合わせて、組織的に覚せい剤を密売していた狭道会傘下組織組長(61歳)、同若頭(38歳)ら 4 名を麻薬特例法（業としての譲渡し）違反で逮捕し、組長らの取り調べ、証拠品の精査等を徹底して、約 3 年間で覚せい剤約 7.5kg を密売し、約 3 億 5,000 万円の密売収益を得ていたことを解明するとともに、同法違反により再逮捕、再々逮捕した。

【事例 1 - 6 5】山口組傘下組織幹部らによる組織的な覚せい剤密売事件（3 月・大阪）

大阪市西成区のあいりん地区で屋台等を利用して覚せい剤を密売していた同地区最大規模の密売組織に覚せい剤を供給していた山口組傘下組織幹部(32歳)ら 2 名を覚せい剤営利目的所持等で逮捕するとともに、同人らの取り調べ、証拠品の精査等により、覚せい剤の密売で約 1 億 4,000 万円の密売収益を得ていたことを解明し、密売責任者である同幹部を麻薬特例法第 5 条（業としての譲渡し）違反で逮捕した。

【事例 1 - 6 6】山口組傘下組織組員らによる組織的覚せい剤密売事件（5 月・長野・神奈川）

16 年 7 月に検挙した覚せい剤使用事件の突き上げ捜査から、長野県内を拠点とした山口組傘下組織幹部らによる覚せい剤密売事件を解明・検挙するとともに、さらにその突き上げ捜査によって、覚せい剤の仕入先である神奈川県内の稲川会傘下組織組員（30 歳）ら 2 名を逮捕した。

【事例 1 - 6 7】タイルートによる大量覚せい剤密輸入事件（5 月・京都、神奈川）

会津小鉄会傘下組織元組員（37 歳）らはタイへの格安ツアーを企画し、同ツアー客らに覚せい剤を隠匿したチョコレート箱を手荷物として持たせ、タイ王国から覚せい剤を密輸入したもので、関西空港において運び屋の日本人合計 6 名を覚せい剤密輸入事実で逮捕し、覚せい剤約 13kg を押収するとともに、首謀者の元組員やタイでの覚せい剤買い付け役である同組織組員（57 歳）など 3 名を逮捕した。

その後の捜査によって、元組員らが 4 回にわたり、覚せい剤合計約 27kg（末端価格 16 億 4,000 万円相当）を密輸入していたことを特定し、麻薬特例法（業としての密輸入）違反を適用した。

【事例 1 - 6 8】イラン人グループによる組織的な薬物密売事件（5 月・岐阜）

末端乱用者からの突き上げ捜査により、密売用の携帯電話を使って客と名古屋市内の路上で待ち合わせて、薬物を密売していたイラン密売人（38 歳）を割り出し、覚せい剤約 40 g の営利目的所持で現行犯逮捕して、さらに別件の覚せい剤営利目的譲渡事実で再逮捕するとともに、関係場所の捜索により乾燥大麻約 4 kg（末端価格 1,600 万円相当）を押収し、イラン人らの取り調べ、証拠品の精査等により、麻薬特例法第 5 条（業としての譲渡し）違反を適用し、同密売組織を壊滅した。

【事例 1 - 6 9】中国人による偽造カード製造・大量 MDMA 所持事件（5 月・埼玉）

中国人らに対する別事件の内偵情報を得て、さいたま市内のアパートを捜索し、生カード、偽造カード製造資機材を押収して、中国人（23 歳）ら 3 名を逮捕するとともに、同所において MDMA 約 6,000 錠を押収し、後日、麻薬及び向精神薬取締法違反により逮捕した。

【事例 1 - 7 0】インターネット利用の覚せい剤密売事件（6 月・警視庁）

関東信越厚生局麻薬取締部との共同捜査により、インターネットを利用して覚せい剤を密売していた無職男性(44歳)ら密売人 5 人を覚せい剤取締法違反等で逮捕し、覚せい剤、大麻、MDMA 等の薬物と現金800万円等を押収するとともに、密売人らの取り調べ、証拠品等の精査により、麻薬特例法第 5 条（業としての譲渡し）違反を適用し、さらに覚せい剤の仕入先である稲川会傘下組織組長(40歳)及び幹部(47歳)を覚せい剤営利目的所持等で逮捕した。

【事例 1 - 7 1】工藤会傘下組織幹部による大量覚せい剤営利目的所持事件（6 月・福岡）

工藤会傘下組織による覚せい剤密売事件で、長期内偵捜査により密売拠点である北九州市内のアパートを割り出し、同所を急襲し捜索の上、室内に隠匿してあった覚せい剤約 1 kg（末端価格約 6 千万円相当）を押収するとともに、同組織幹部(35歳)等 2 名を逮捕し、覚せい剤密売を行っていた暴力団組織を壊滅した。

【事例 1 - 7 2】道仁会傘下組織組員らによる大量覚せい剤所持事件（7 月・佐賀、福岡）

道仁会傘下組織による組織的な覚せい剤密売事件で、同組織幹部らの行動確認等により、関係箇所 2 5 箇所を特定しの一斉捜索を実施したところ、同組織幹部(41歳)の自宅に隠匿してあった大量の覚せい剤を発見し、同人を営利目的所持で現行犯逮捕するとともに、覚せい剤約1.4kg（末端価格8,400万円相当）を押収し、さらに同組織幹部、組員ら 6 名を覚せい剤、大麻及びMDMA の所持により、それぞれ現行犯逮捕した。

【事例 1 - 7 3】極東会傘下組織組長らによる薬物密売事件（7 月・警視庁）

新宿歌舞伎町地区において、配下の組員らを使って組織的に薬物を密売し、推定総額約 1 億 5 千万円に上る利益を得ていた極東会傘下組織組長(42歳)ら 7 人を覚せい剤取締法違反で逮捕するとともに、覚せい剤約38.8 g、注射器280本及び客付携帯電話等17台などを押収して、薬物密売を行っていた暴力団組織を壊滅した。

【事例 1 - 7 4】山口組傘下組織組長らによる覚せい剤密売事件（7 月・岡山）

自宅のマンション居室を密売拠点として、配下の組員らに携帯電話で注文を受けさせ、倉敷市内のコンビニの駐車場などで密売し、1 日に最高約20万円以上の売上げを得ていた山口組傘下組織組長(54歳)ら 5 名を覚せい剤営利目的所持等で逮捕し、覚せい剤約45 g（末端価格約270万円相当）を押収するとともに、組長らの取り調べ、証拠品の精査等を徹底して、組長を麻薬特例法第 5 条（業としての譲渡し）違反により再逮捕し、薬物密売を行っていた暴力団組織を壊滅した。

【事例 1 - 7 5】暴力団幹部らによる覚せい剤取締法違反事件（7 月・山形・福岡）

道仁会傘下組織組員(48歳)ら 2 人を窃盗（ナンバープレート盗）事実で緊急逮捕した後、採尿及び使用車両の搜索を実施して、覚せい剤使用及び営利目的所持事実で再逮捕した。さらに覚せい剤の入手先等を追及し、上部譲渡被疑者として同幹部(52歳)ら 2 人を特定して逮捕した。

(2) 公判対策

暴力団組長にかかる覚せい剤密売事案の公判の証人尋問において、上部組織幹部ら多数の傍聴によって、全面自供に至った組長配下の密売人に対する威圧等が予想されたため、ビデオリンクによる証人尋問が行われた。

【事例 1 - 7 6】暴力団組長らによる覚せい剤密売事件（1 0 月・岡山、広島）

配下の組員を使って覚せい剤を密売していた三代目侠道会傘下組織組長(62歳)の公判において、すでに逮捕されて全面自供に至った組長配下の密売人(27歳)に対する証人尋問が行われた際、公判へ上部組織幹部ら約20名が傍聴に来たことから、証人に対する威圧等が予想されたため、ビデオリンクによる証人尋問を要請し行われた。

第5 薬物対策の推進状況

1 政府を挙げた諸対策の推進

内閣総理大臣を本部長とする政府の薬物乱用対策推進本部は、平成15年7月、第三次覚せい剤乱用期の早期終息を図るため、新たに「薬物乱用防止新五か年戦略」を、また、近年、水際における薬物の押収量が増加しており、水際対策が重要となっていることから、「薬物密輸入阻止のための緊急水際対策」をそれぞれ策定し、関係省庁の協力の下、薬物対策を強力に推進しているところである。

平成17年6月、同本部は、「薬物乱用防止新五か年戦略フォローアップ」及び「薬物密輸入阻止のための緊急水際対策フォローアップ」について決定した。警察においては、薬物乱用防止教室等への警察職員の派遣、大学生を対象とする広報啓発活動の推進、組織犯罪対策の推進、MDMA等合成麻薬及び大麻の取締りの強化とこれら薬物乱用防止のための広報啓発活動の推進、薬物犯罪収益対策の推進、効果的な手法を積極的に活用した捜査の推進、末端乱用者の徹底検挙、税関、海上保安庁等の関係機関との連携の強化、外国の取締当局等との密接な情報交換の実施等を図った。

2 薬物乱用を拒絶する社会の形成

薬物の需要の根絶を図るためには、社会全体に薬物を拒絶する規範意識が堅持されていることが極めて重要である。このため、警察では、末端乱用者の検挙を徹底するとともに、広報啓発活動を活発に展開して、薬物の危険性・有害性についての正しい知識の周知を図り、薬物乱用を拒絶する意識の醸成、維持に努めている。

特に少年については、薬物の危険性・有害性を正しく認識することが重要であることから、中・高校生等に対しては、学校等との連携を強化して、警察職員を学校に派遣し、薬物乱用防止教室の開催等各種広報啓発活動を推進した。また、最近、大学生が薬物乱用により検挙される事案が続発し、薬物乱用の拡大が懸念されることから、各大学と連携しながら、大学生を対象とする薬物乱用防止のための広報啓発活動も推進した。

このほか、「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」への協賛等関係機関と連携しての各種キャンペーン等の実施、テレビ、インターネット等を活用した啓発活動の実施、啓発用ビデオ、パンフレットの作成と、薬物乱用防止等に係る様々な会合、キャンペーン等での活用等各種広報啓発活動を推進した。

第 6 薬物常用者による犯罪及び薬物に起因する事故

1 薬物常用者による犯罪

平成17年の薬物常用者（覚せい剤常用者、麻薬常用者、大麻常用者、その他の薬物常用者及び有機溶剤等乱用者をいう。以下同じ。）による刑法犯及び特別法犯の検挙人員は、刑法犯が1,103人で、前年に比べ132人増加し、特別法犯が4,063人で、前年に比べ137人減少した。

殺人、強盗等の凶悪犯で検挙された者のうち、薬物常用者は90人で、前年に比べ6人増加し、暴行、傷害等の粗暴犯で検挙された者のうち、薬物常用者は205人で、前年に比べ21人増加した。【表 1 - 4 5】

薬物別では、覚せい剤常用者は刑法犯が823人で、前年に比べ130人増加し、特別法犯が3,282人で、前年に比べ104人増加した。【表 1 - 4 6】

注1：「覚せい剤常用者」、「麻薬常用者」、「大麻常用者」、「その他の薬物常用者」とは、それぞれ、覚せい剤、麻薬、大麻、あへん及び向精神薬を常用している者をいい、中毒症状にあるか否かを問わない。

注2：「有機溶剤等乱用者」とは、トルエン等の有機溶剤又はこれらを含むシンナー、接着剤等を常習的に乱用している者をいい、中毒症状にあるか否かを問わない。

表 1 - 4 5 薬物常用者による刑法犯及び特別法犯検挙人員の推移

年次	平 8	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
罪種等										
刑法犯検挙人員	909	818	879	958	993	985	954	1,011	971	1,103
凶悪犯	64	60	74	74	85	92	84	69	84	90
殺人	18	6	18	16	20	20	22	12	16	19
強盗	20	31	25	38	40	49	40	38	45	51
放火	11	9	9	9	12	12	10	10	5	8
強姦	15	14	22	11	13	11	12	9	18	12
粗暴犯	145	146	141	159	204	210	157	177	184	205
暴行	18	11	18	24	21	19	15	17	24	32
傷害	81	85	75	83	109	111	96	95	94	102
脅迫	7	7	4	8	19	11	11	9	8	6
恐喝	39	43	44	44	55	69	35	55	58	65
凶器準備集合	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
窃盗犯	484	422	472	531	470	482	497	507	466	526
その他	216	190	192	194	234	201	216	258	237	282
特別法犯検挙人員	7,658	6,943	6,374	7,260	7,823	7,165	6,543	5,981	4,200	4,063
銃刀法	60	51	51	45	40	25	26	28	26	27
その他	7,598	6,892	6,323	7,215	7,783	7,140	6,517	5,953	4,174	4,036

表 1 - 4 6 薬物別常用者による刑法犯及び特別法犯検挙人員の推移

区分	年次	平 8	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
刑法犯薬物常用者		909	818	879	958	993	985	954	1,011	971	1,103
覚せい剤常用者		495	509	530	606	676	680	647	697	693	823
麻薬等常用者		96	89	85	123	98	92	98	105	130	150
有機溶剤等乱用者		318	220	264	229	219	213	209	209	148	130
特別法犯薬物常用者		7,658	6,943	6,374	7,260	7,823	7,165	6,543	5,981	4,200	4,063
覚せい剤常用者		5,869	5,484	4,705	5,671	6,444	5,865	5,268	4,578	3,178	3,282
麻薬等常用者		291	286	324	319	307	325	373	485	386	349
有機溶剤等乱用者		1,498	1,173	1,345	1,270	1,072	975	902	918	636	432

注：「麻薬等常用者」とは、「麻薬常用者」、「大麻常用者」及び「その他の薬物常用者」をいう。

【事例 1 - 7 7】放火・銃刀法違反（3 月・茨城）

無職の男性は、アパートの自宅居室内に灯油を散布してライターで火を放ち、さらに別室で包丁を持って暴れた。同人は覚せい剤を所持しており、また、覚せい剤の使用事実も判明した。

【事例 1 - 7 8】窃盗（3 ～ 6 月・愛知）

無職の男性ら覚せい剤乱用仲間の 6 名は、平成17年 3 月から 6 月頃までの間に自動車盗、車上狙い、部品盗を約370件繰り返し、売却するなどして得た金を覚せい剤の購入資金に充てていた。また、同人ら 5 名の覚せい剤の使用事実が判明した。

【事例 1 - 7 9】強盗（5 月・愛知）

無職の男性は、会社社長方車庫に忍び込み、販売用の商品の入った段ボールを窃取し、車両に積み込もうとしたところを家人に見つかり、同人の顔を殴るなどして車両で逃走したうえ、交通事故を起こした。男性の覚せい剤の使用事実が判明した。

【事例 1 - 8 0】銃刀法違反（5 月・静岡）

無職の男性は、自宅付近の路上で斧を振り回した。同人の覚せい剤の使用事実が判明し、また、自宅において大麻を所持等していた。

【事例 1 - 8 1】監禁等（6 月・栃木）

運転手の男性は、コンビニエンスストアで店員を人質にして倉庫内に立てこもった。同人の覚せい剤の使用事実が判明した。

【事例 1 - 8 2】傷害致死（6 月・徳島）

土木業の男性は、自宅で妻に対し、頭部を金属製パイプや手で殴ったり、腹部を蹴るなどの暴行を加え死亡させた。男性の覚せい剤の使用事実が判明した。

【事例 1 - 8 3】銃刀法違反（7 月・愛知）

無職の男性は、正当な理由なく車両内で包丁を携帯していた。同人は、逮捕時、精神錯乱状態であった。同人の覚せい剤の使用事実が判明した。

【事例 1 - 8 4】傷害（7 月・北海道）

無職の男性は、自動車盗容疑での検挙を免れるため、警察官の腹部を所持の包丁で数回突き刺した（警察官は耐刃防護衣を着用）。男性の覚せい剤の使用事実が判明した。

【事例 1 - 8 5】公務執行妨害（8 月・山梨）

無職の男性は、未成年者略取容疑での検挙を免れるため車両で逃走し、追跡に当たったパトカーに自車を追突させて警察官の職務の執行を妨害した。同人は、逃走中に覚せい剤及び注射器在中の封筒を投げ捨てており、また、同人の覚せい剤の使用事実も判明した。

【事例 1 - 8 6】公務執行妨害（9 月・愛媛）

無職の男性は、警察官から職務質問されるやカッターナイフを振り回し、警察官の職務の執行を妨害した。同人の覚せい剤の使用事実が判明した。

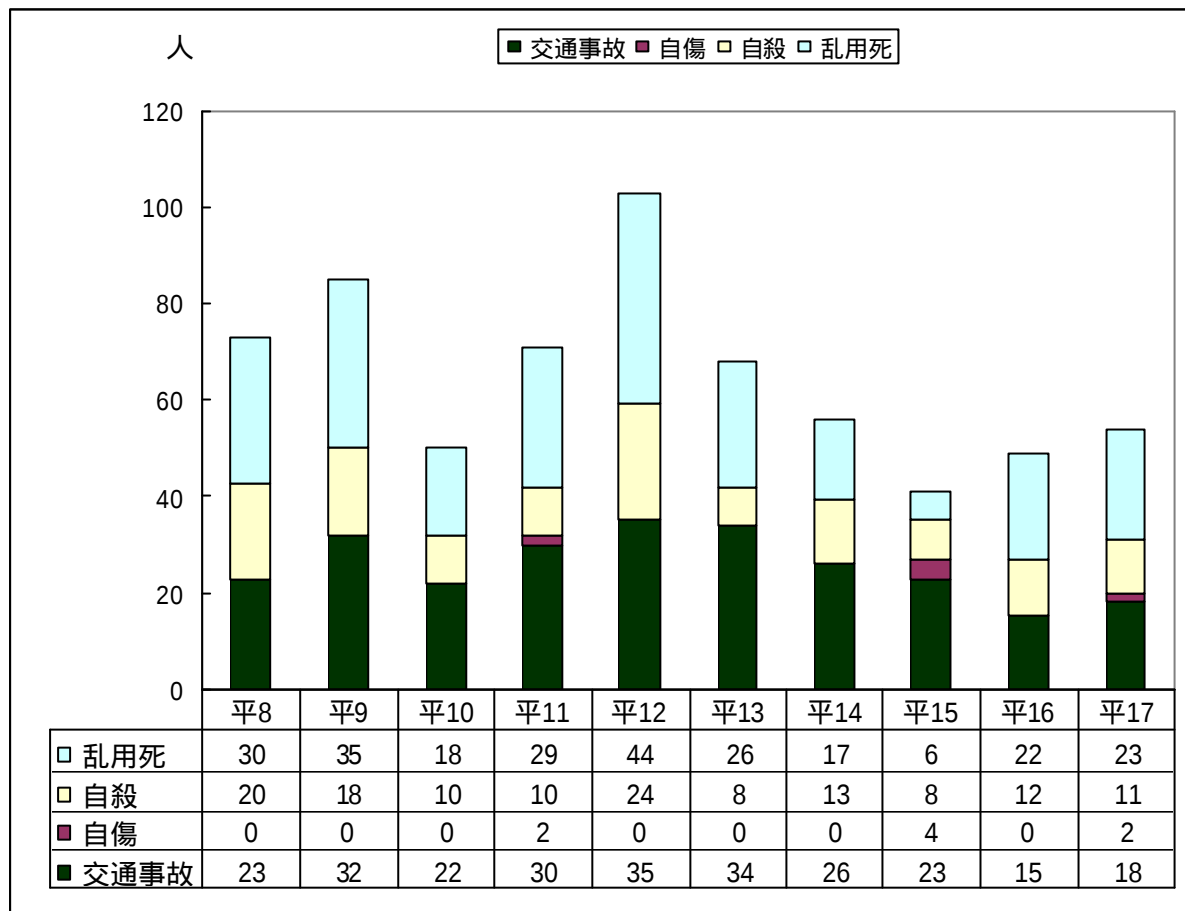
【事例 1 - 8 7】公務執行妨害（9 月・香川）

無職の男性は、暴行事件を起こした上、通報を受けて臨場した警察官に対し包丁を振り回し、警察官の職務の執行を妨害した。同人の覚せい剤の使用事実が判明した。

2 薬物に起因する事故

薬物に起因する乱用死者数等（乱用死、自殺及び自傷による死傷者数並びに交通事故をいう。以下同じ。）の推移は、図 1 - 1 のとおりである。平成17年の乱用死者数等は、乱用死が23人（前年同期比 + 1 人）、自殺が11人（ - 1 人）、自傷が2人（ + 2 人）、交通事故が18人（ + 3 人）の合計54人（ + 5 人）であった。

図 1 - 1 薬物に起因する乱用死者数等の推移



【事例 1 - 8 8】乱用死（2月・京都）

無職の男性は、自宅の居間でうつ伏せになったまま動かないでいたところを発見されたが、心肺機能が停止しており、死亡した。同人の覚せい剤の使用事実が判明した。

【事例 1 - 8 9】自殺未遂（1月・群馬）

土木作業員の男性は、自宅において自己の身体にガソリンをかけ、立てこもったが、家族らの説得にも応じず、火を放ち、自殺を図った。同人の覚せい剤の使用事実が判明した。

【事例 1 - 9 0】乱用死（5月・千葉）

無職の男性は、自宅のベランダで悲鳴をあげ、けいれんを起こしていたところ病院に搬送されたが、死亡した。同人は覚せい剤を所持しており、また、覚せい剤の使用事実も判明した。

【事例 1 - 9 1】自殺未遂（5月・京都）

無職の男性は、駅で線路上に飛び降り、電車と接触して停止させたうえ、後頭部に18

針縫う怪我を負い、両手と顔面から出血しながらも、「死なせてくれ。」と叫び、鉄柱にしがみついて暴れた。同人の覚せい剤の使用事実が判明した。

【事例 1 - 9 2】自殺（5月・京都）

トラック運転手の男性は、ホテル客室内で頸部をビール瓶の破片で切って自殺した。室内に注射器等が残されていたほか、同人の覚せい剤の使用事実も判明した。

【事例 1 - 9 3】交通事故（6月・長野）

暴力団組員の男性は、猛スピードで車両を走行させ、信号を無視し、停止していた対向車両に衝突し、さらに、電柱に衝突し、車両が炎上して、死亡した。同人の覚せい剤の使用事実が判明した。

【事例 1 - 9 4】乱用死（7月・愛媛）

無職の男性は、自宅の近隣宅の物置を壊し、駐車中の自動車の上に上るなど錯乱した行動を取った後、自宅玄関前で死亡した。同人の覚せい剤の使用事実が判明した。

【事例 1 - 9 5】乱用死（7月・長野）

無職の男性は、友人と野外コンサートに参加し、踊っていたが、気分が悪くなり、さらに容態が急変したことから病院へ搬送されたが、死亡した。同人のMDMA及び覚せい剤の使用事実が判明した。

【事例 1 - 9 6】乱用死（9月・北海道）

土木作業員の男性は、錯乱した状態で、一般住宅に侵入して現行犯逮捕され、警察署内でも暴れた後、死亡した。覚せい剤購入資金を得るために住居侵入したなどの言動があった。また、同人の覚せい剤の使用事実も判明した。

【事例 1 - 9 7】交通事故（9月・北海道）

無職の男性は、普通乗用車を運転中、電柱に衝突し、両足骨折等の重傷を負い、同乗していた女性は、頸部圧迫による窒息により死亡した。男性の覚せい剤の使用事実が判明した。

【事例 1 - 9 8】乱用死（10月・新潟）

会社員の男性は、精神錯乱状態で保護され、容態が急変したことから、病院へ緊急搬送されたが、病院にて死亡した。同人の、麻薬である5-Meo-DIPTの使用事実が判明した。

【事例 1 - 9 9】交通事故（11月・北海道）

トラック運転手の男性は、普通乗用車を運転中、青信号の横断歩道を横断中の男性をはねて死亡させた。同人の覚せい剤の使用事実が判明した。

第2章 銃器情勢

平成17年における銃器情勢を概観すると、

- 1 銃器発砲事件は、発生件数、死傷者数とも過去最少を記録した。
- 2 けん銃使用事件の認知件数も過去10年間では最少であった。
- 3 けん銃の摘発は、押収数が銃器発砲事件の発生に比例して2年連続で大幅に減少、特に暴力団構成員等からの減少が著しい。
- 4 武器庫事件の摘発は、16年と比較して、事件数は同数に留まったものの、1件あたりの押収丁数は増加した。
- 5 組織犯罪対策の強化によって、銃器犯罪組織の壊滅や突き上げ捜査の徹底などに一定の効果が発揮された。

となっている。

第1 銃器犯罪情勢

平成17年における銃器発砲事件は、発生件数、死傷者数とも過去最少を記録した。また、けん銃使用事件の認知件数も、過去10年間（平成8年以降。以下同じ。）では最少であった。

銃器発砲事件の統計数値は、発生件数は昭和63年以降、死者数は昭和62年以降、負傷者数は平成6年以降を把握している。

1 銃器発砲事件

(1) 発生状況

銃器発砲事件の発生件数は76件で、平成16年（104件）より28件（-26.9%）減少、同事件による死傷者数は22人で、16年（38人）より16人（-42.1%）減少し、ともに過去最少であった。

このうち、暴力団等によるとみられるものの発生は51件で、16年（85件）と比較して34件（-40.0%）減少し、さらに暴力団の対立抗争による発砲事件も11件と、16年（19件）より8件（-42.1%）減少しており、これが過去最少を記録した大きな要因と認められる。【図2-1】

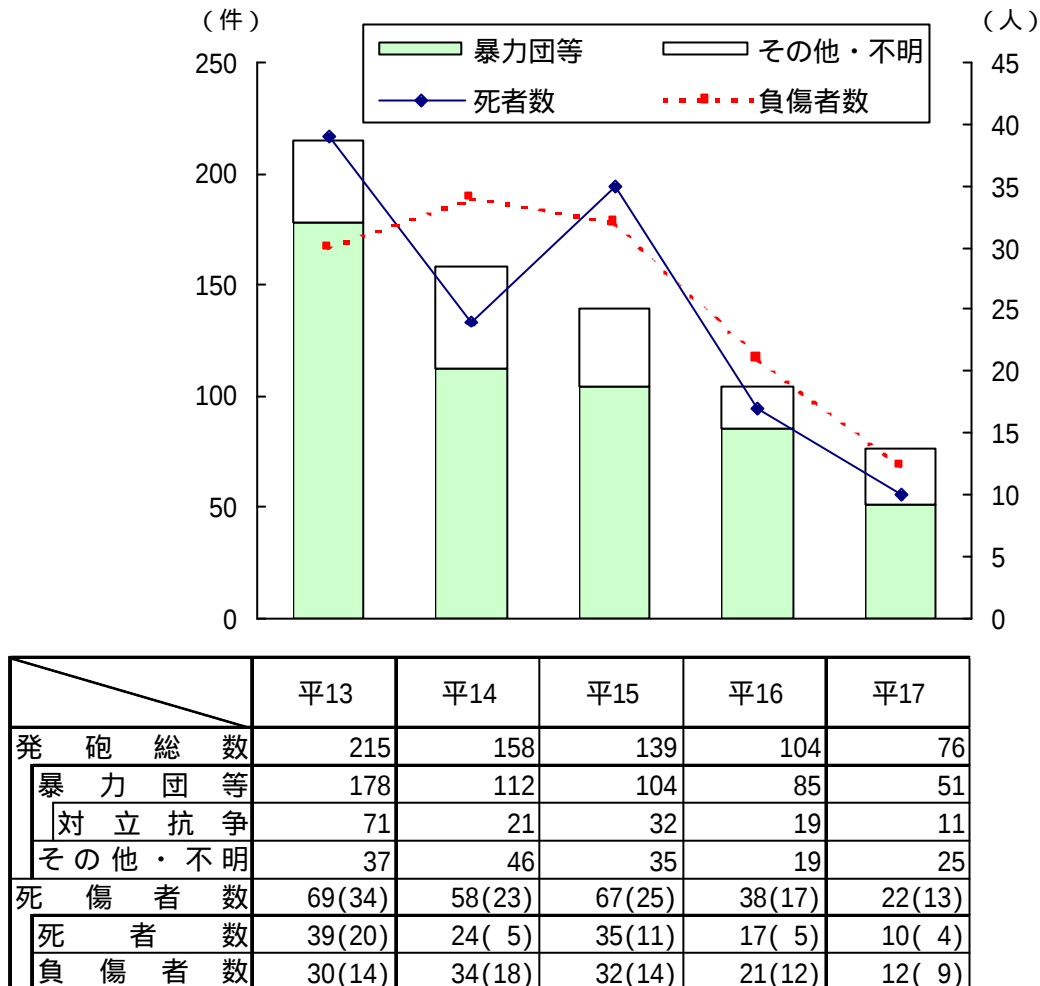
また、暴力団の対立抗争による発砲事件の内訳を見ると

- 「山口組 - 親和会」(2月・香川県で4件)
- 「山口組 - 親和会」(4月・香川県で3件、高知県で1件)

- 「山口組 - 道仁会」(8 月・福岡県で 1 件)
- 「山口組 - 稲川会」(9 月～ 1 0 月・群馬県で 2 件)

と、11件すべてに山口組傘下組織が関係しており、引き続き山口組を中心に警戒する必要を認める。

図 2 - 1 銃器発砲事件の発生件数及び死傷者数の推移



注1：暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を計上したもの。

注2：その他・不明とは、暴力団等によるとみられるもの以外のものをいう。

注3：() 内は、暴力団構成員等以外の者の死者数・負傷者数を内数で示す。

(2) 地域別発生状況

銃器発砲事件の地域別発生状況を見ると、平成16年と比べ、関東（警視庁を含む。）と九州では大幅な減少、中部と中国は微減、北海道、東北及び近畿は微増、四国が大幅な増加を示している。この四国での増加は、前述した「山口組 - 親和会」の対立抗争の影響によるもので、16年の発生件数（2件）を大きく上回る11件を数えた。

15年以前は、東日本（警視庁を含む関東以东）での発砲事件の発生件数が西日本（中部以西）を大きく上回っていたところ、16年以降は逆転し、西日本における発生が全体の半数以上を占めている。【図 2 - 2、表 2 - 1】

図 2 - 2 銃器発砲事件の都道府県別発生状況

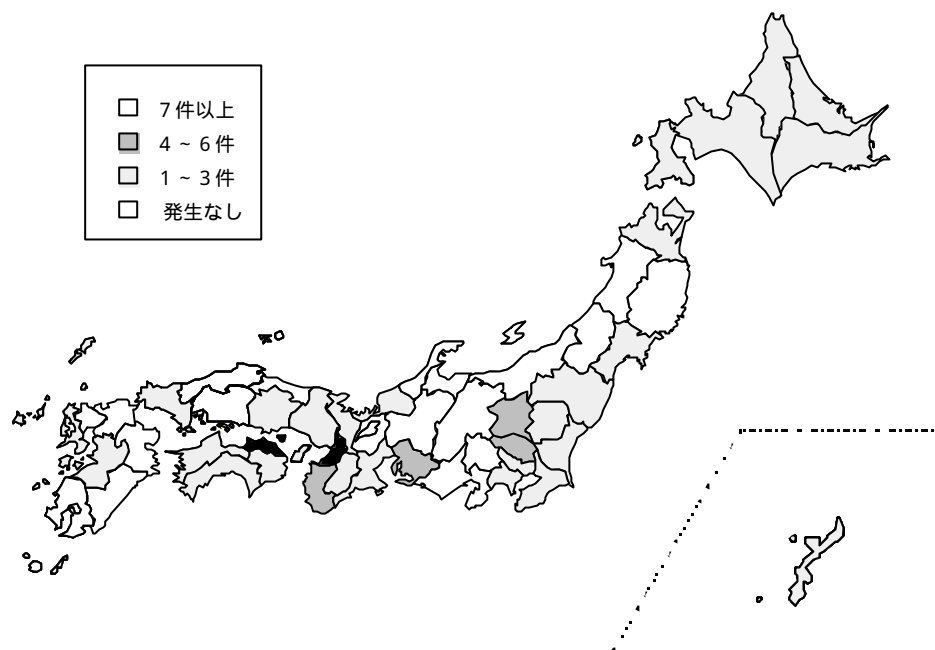


表 2 - 1 銃器発砲事件の管区別発生件数の推移

	平13	平14	平15	平16	平17
北 海 道	2(1)	7(2)	1(0)	0(0)	1(0)
東 北	8(5)	4(3)	16(12)	1(1)	3(3)
警 視 庁	58(48)	30(27)	27(18)	19(14)	2(1)
関 東	62(51)	53(33)	41(33)	25(20)	17(11)
中 部	15(12)	19(11)	8(6)	10(6)	7(2)
近 畿	23(20)	26(20)	24(19)	14(13)	18(10)
中 国	14(12)	4(4)	4(2)	7(5)	3(2)
四 国	5(4)	2(2)	8(6)	2(2)	11(10)
九 州	28(25)	13(10)	10(8)	26(24)	14(12)
合 計	215(178)	158(112)	139(104)	104(85)	76(51)

注：() 内は暴力団等によるとみられる発砲件数を内数で示す。

(3) 死傷者数

銃器発砲事件による死傷者数は、死者数、負傷者数とも過去最少を記録した平成16年をさらに下回った。

死傷者数は22人で16年（38人）より16人（ - 42.1% ） 死者数は10人で16年（17人）より7人（41.2% ） 負傷者数は12人で16年（21人）より9人（42.9% ） それぞれ減少した。【図 2 - 1】

(4) 銃種別内訳

銃器発砲事件76件のうち、けん銃が使用されたものは63件と全体の82.9%を占め、猟銃等（散弾銃、ライフル銃及び空気銃）が使用されたものは13件（17.1%）であった。

なお、猟銃等が使用された13件のうち、エアソフトガンを改造した改造空気銃が使用されたものは7件（9.2%）を認知した。【表2 - 2】

表2 - 2 銃器発砲事件の銃種別内訳

	平13	平14	平15	平16	平17
発 砲 件 数	215	158	139	104	76
け ん 銃	206	142	129	97	63
猟 銃 等	9	16	10	7	13
そ の 他 ・ 不 明	0	0	0	0	0

注：ここであいう「猟銃等」には散弾銃、ライフル銃及び空気銃を含む。

《銃器発砲による主な死傷事例》

【事例2 - 1】会社経営夫妻に対する猟銃使用殺人・殺人未遂事件（2月・愛媛）

今治市内の路上において、会社経営の夫妻が、夫の兄に猟銃を発砲され、夫は首、肩に重傷を負い、妻は頭部を撃たれ死亡した。なお、被疑者は犯行後に猟銃で自殺した。

【事例2 - 2】イラン人男性に対するけん銃使用殺人事件（3月・警視庁）

港区内の飲食店において、来店中のイラン人男性客が、後から来店したイラン人の男2名にけん銃で撃たれ死亡した。なお、被疑者2名のうち1名は検挙、1名は国際手配された。

【事例2 - 3】工務店従業員に対するけん銃使用殺人未遂事件（4月・神奈川）

藤沢市内の工務店内において、同店の従業員が、同店内に無断で入り込んだ男に注意しようとしたところ、その男にけん銃で撃たれ、右手や左脇腹に軽傷を負った。なお、被疑者は現場付近で現行犯逮捕された。

【事例2 - 4】暴力団組員らによるけん銃使用殺人事件（4月・千葉）

市原市内のファミリーレストラン内において、山口組傘下組織組員同士が口論となり、被害者側組員2名が、被疑者側組員3名にけん銃で撃たれ2名とも死亡した。なお、被疑者3名のうち2名は検挙（1名は自殺）、1名は指名手配された。

【事例2 - 5】両替商男性に対するけん銃使用殺人事件（6月・北海道）

稚内市内において、両替商の男性が、何者かにけん銃で頭部を撃たれ死亡した。

【事例2 - 6】とび職同士によるけん銃使用殺人未遂事件（7月・三重）

鈴鹿市内の被疑者方居宅において、同居宅に呼び出されたとび職の男性が、仕事上のトラブルを原因として同業である被疑者にけん銃で大腿部を打たれ負傷した。なお、被疑者

は犯行後に国外へ逃亡したが、８月、帰国したところを検挙された。

【事例２－７】暴力団幹部に対するけん銃使用殺人事件（８月・埼玉）

東松山市内の路上において、山口組傘下組織幹部が、松葉会傘下組織幹部にけん銃で左胸を撃たれ死亡した。なお、被疑者は、８月に検挙（自殺）された。

【事例２－８】会社役員に対するけん銃使用殺人事件（９月・奈良）

奈良市内の会社事務所において、会社役員の男性が、金の無心にきた元暴力団組長に、けん銃で頸部及び頭部を撃たれ死亡した。なお、被疑者は、直後にけん銃で自殺した。

【事例２－９】元暴力団組員に対するけん銃使用殺人未遂事件（１０月・和歌山）

和歌山市内の繁華街において、元山口組傘下組織組員が乗用車を運転中、同車の前に割り込んできた乗用車から降りてきた男１名に、けん銃で胸部等を撃たれ負傷した。また、その流れ弾が通行人の男性（公務員）に当たり、同人は臀部に軽傷を負った。なお、被疑者３名は、１０月に検挙された。

【事例２－１０】暴力団組員等に対するけん銃使用殺人未遂事件（１２月・神奈川）

横浜市内の路上において、乗用車を運転中の稲川会傘下組織組員が、同会傘下組織組員にけん銃で撃たれ右手を負傷した。また、その流れ弾が同所を車で進行していた一般人男性に当たり、同人は右手を負傷した。なお、被疑者は、平成１８年１月に検挙された。

2 銃器・けん銃使用事件

(1) 銃器使用事件の認知状況

銃器使用事件（銃器様のものを含む。）の認知件数は389件で、平成16年（476件）より87件（-18.3%）減少している。

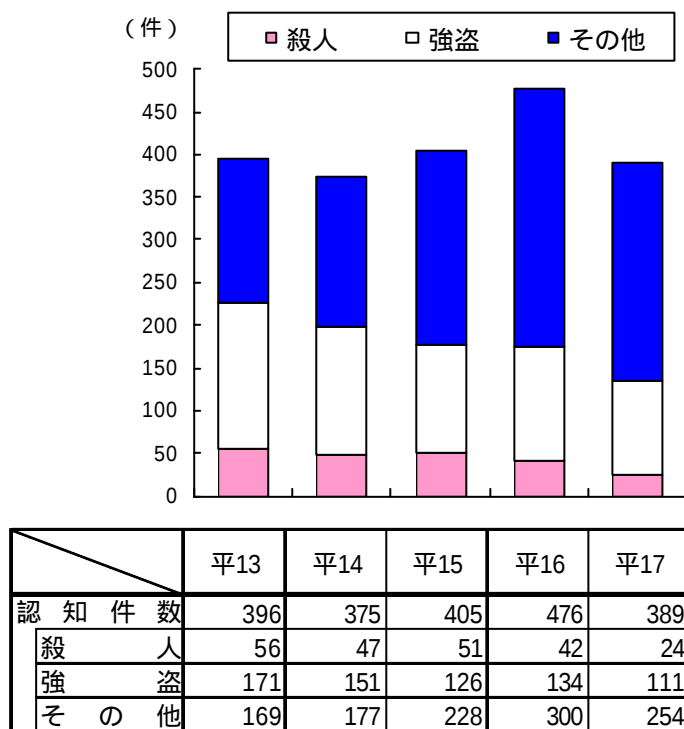
罪種別では、殺人が24件で16年（42件）より18件（-42.9%）、強盗が111件で16年（134件）より23件（-17.2%）、それぞれ減少している。また、殺人、強盗以外の「その他」の認知件数は254件で16年（300件）より46件（-15.3%）減少した。【図2-3】

なお、「その他」の中で認知件数が多いものは、器物損壊等（121件）、暴行（42件）、脅迫（24件）等である。

ここでいう「銃器」には、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）第2条第1項にいう「銃砲（けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃）」に加え、「銃器様のもの」（銃器らしきものを突き付け、見せるなどして犯行に及ぶ事件において、被害者、参考人等の供述により銃器と推定されるもの。）を含む。

銃器使用事件は犯罪統計に基づくものであり、「けん銃」及び「けん銃様のもの」を使用した「けん銃使用事件」と、「その他銃砲」及び「その他銃砲様のもの」を使用した「その他銃砲使用事件」とに分類される。

図2-3 銃器使用事件の認知件数の推移（銃器様のものを含む。）



注：殺人及び強盗については、未遂及び予備を含む。

(2) 銃器使用事件の検挙状況

銃器使用事件の検挙件数は198件で、平成16年（255件）より57件（- 22.4%）減少した。このうち、暴力団構成員等の検挙件数は67件で、16年（101件）より34件（- 33.7%）減少している。

罪種別では、殺人の減少が著しく、16年（31件）より12件（- 38.7%）減少している。

【表 2 - 3】

また、実際にけん銃や猟銃等の銃砲が使用された事件は70件で全体の35.4%を占め、16年（102件）より32件（- 31.4%）減少し、模造けん銃やエアソフトガン等の外見上銃器に似せたものが使用された事件は128件で全体の64.6%を占めた。【表 2 - 4】

表 2 - 3 銃器使用事件の検挙件数の推移

	平13	平14	平15	平16	平17
検 挙 件 数	265(88)	272(102)	241(94)	255(101)	198(67)
殺 人	33(28)	42(32)	34(26)	31(26)	19(14)
強 盗	87(21)	102(21)	73(17)	69(30)	54(13)
そ の 他	145(39)	128(49)	134(51)	155(45)	125(40)

注 1：殺人及び強盗については、未遂及び予備を含む。

注 2：（ ）内は、暴力団構成員等の検挙件数を内数で示す。

注 3：検挙件数には、真正けん銃、改造けん銃及び猟銃等を使用したもののほか、模造けん銃、模擬銃器、エアソフトガン及び玩具のけん銃を使用したものも含む。

表 2 - 4 検挙された銃器使用事件の銃種別の推移

	平13	平14	平15	平16	平17
検 挙 件 数	265	272	241	255	198
銃 砲	109	123	113	102	70
構 成 比	41.1%	45.2%	46.9%	40.0%	35.4%
銃器に似せたもの	156	149	128	153	128
構 成 比	58.9%	54.8%	53.1%	60.0%	64.6%

(3) けん銃使用事件の認知状況

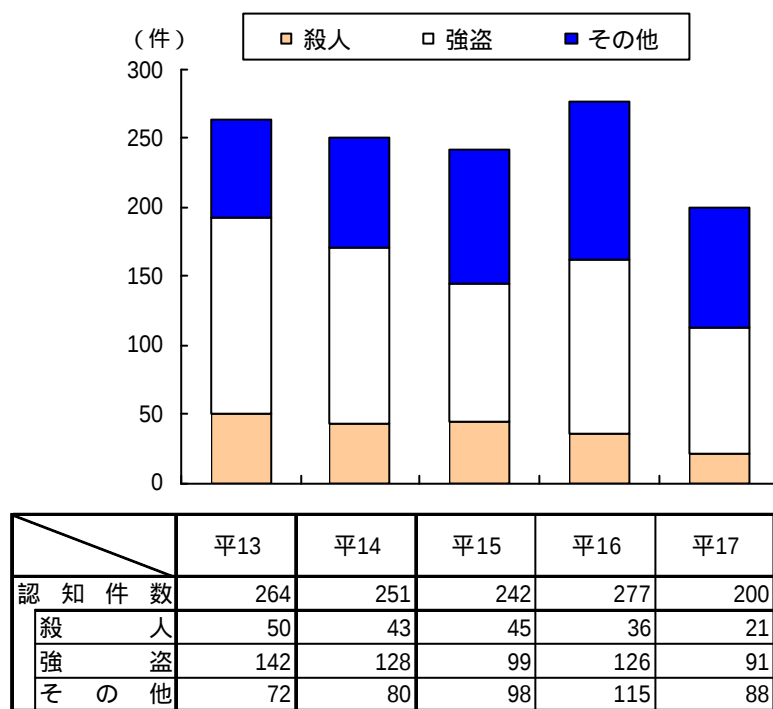
けん銃使用事件（けん銃様のものを含む。）の認知件数は200件で、過去10年間では最少を記録、平成16年（277件）と比べると77件（- 27.8%）減少した。

罪種別では、殺人が21件で16年（36件）より15件（- 41.7%）、強盗が91件で16年（126件）より35件（- 27.8%）、殺人、強盗以外の「その他」が88件で16年（115件）より27件（- 23.5%）それぞれ減少している。【図2 - 4】

なお、罪種別「その他」の中で認知件数が多いものは、器物損壊等23件、脅迫18件、建造物損壊等10件等である。

ここでいう「けん銃様のもの」とは、けん銃らしき物を突き付け、見せるなどして犯行に及ぶ事件において、被害者、参考人等の供述等からけん銃と推定されるものをいう。

図2 - 4 けん銃使用事件の認知件数の推移（けん銃様のものを含む。）



注：殺人及び強盗については、未遂及び予備を含む。

《けん銃発砲を伴う強盗事件の事例》

【事例2 - 11】電気店におけるけん銃使用強盗事件（1月・千葉）

成田市内の電気店駐車場において、同店の売り上げ金を搬送中の警備員男性2人が、2人組の男にけん銃1発を発砲されるなどし、現金約870万円を強取された。なお、被疑者2名は5月に検挙された。

【事例2 - 12】郵便局長に対するけん銃使用強盗事件（6月・京都）

舞鶴市内の郵便局前の路上において、郵便局長が帰宅しようと車に乗り込んだところ、

突然、車内に乗り込んできた見知らぬ男に、けん銃を突きつけられ車両の発進を強要された。その後、同局長が男の隙をみて、車外に逃げ出した際、後方からけん銃を発砲され、車内にあった鞆を強取された。

【事例 2 - 1 3】 信用組合に対するけん銃使用強盗致傷事件（7月・埼玉）

児玉郡の信用組合において、同組合の職員が、2人組の男にけん銃を発砲され現金を強奪されそうになった際、犯人らの隙を見てうち1人を羽交い締めにするなど抵抗を試みたものの、もう1人の犯人にけん銃数発を発砲され胸部、腰部等に重傷を負った。

【事例 2 - 1 4】 パチンコ景品買取所におけるけん銃使用強盗未遂事件（11月・埼玉）

熊谷市内のパチンコ景品買取所において、現金等を回収していた男性が、2人組の男にけん銃を突きつけられ金品を強奪されそうになった際、所携の警棒で抵抗したところ、犯人の1人からけん銃3発を発砲された。

【事例 2 - 1 5】 パチンコ景品買取所におけるけん銃使用強盗致傷事件（12月・神奈川）

小田原市内のパチンコ景品買取所において、店員の男性が、男1名にけん銃で脚部を撃たれ負傷し、現金約1千万円を強奪された。

(4) けん銃使用事件の検挙状況

けん銃使用事件の検挙件数（犯罪供用物としてけん銃が使用されたもの。）は50件で平成16年（77件）より27件（-35.1%）減少した。このうち、暴力団構成員等によるものは32件で全体の64.0%を占めたほか、罪種別の殺人では、17件中の14件（82.4%）は暴力団構成員等による事件であった。【表 2 - 5】

暴力団構成員等の組織別内訳を見てみると、山口組15件（46.9%）、住吉会5件（15.6%）、稲川会3件（9.4%）その他9件（28.1%）となっている。

また、過去5年間（平成13年以降。以下同じ。）における合計の検挙件数（構成比）で見ると、山口組131件（50.8%）、住吉会39件（15.1%）、稲川会25件（9.7%）、その他63件（24.4%）となっている。【表 2 - 6】

なお、来日外国人によるけん銃使用事件の検挙件数は6件で、検挙されたけん銃使用事件全体の12.0%を占めた。罪種別の内訳は、殺人2件のほか、殺人未遂、強盗、公務執行妨害及び建造物等損壊が各1件となっている。国籍別の内訳は、中国3件のほか、韓国、イラン及びブラジルが各1件である。

けん銃使用事件の認知件数と検挙件数は、前者はけん銃様のものが使用された事件を含むのに対して、後者はこれらを含まない。

表 2 - 5 けん銃使用事件の検挙件数の推移

	平13	平14	平15	平16	平17
検 挙 件 数	80(54)	80(58)	71(55)	77(59)	50(32)
殺 人	28(26)	37(32)	30(26)	27(26)	17(14)
強 盗	37(17)	21(10)	13(5)	29(18)	17(7)
そ の 他	15(11)	22(16)	28(24)	21(15)	16(11)

注1：殺人及び強盗については、未遂及び予備を含む。

注2：（ ）内は、暴力団構成員等の検挙件数を内数で示す。

表 2 - 6 けん銃使用事件の検挙事件のうち暴力団構成員等による事件の組織別内訳

	平13	平14	平15	平16	平17
合 計	54	58	55	59	32
山口組	31	31	28	26	15
構 成 比	57.4%	53.4%	50.9%	44.1%	46.9%
殺 人	14	16	10	9	7
強 盗	12	9	2	10	3
そ の 他	5	6	16	7	5
稲川会	8	5	7	2	3
構 成 比	14.8%	8.6%	12.7%	3.4%	9.4%
殺 人	3	3	5	1	2
強 盗	2	1	1	0	0
そ の 他	3	1	1	1	1
住吉会	4	10	6	14	5
構 成 比	7.4%	17.2%	10.9%	23.7%	15.6%
殺 人	3	7	5	9	1
強 盗	1	0	1	4	3
そ の 他	0	3	0	1	1
そ の 他	11	12	14	17	9
構 成 比	20.4%	20.7%	25.5%	28.8%	28.1%
殺 人	6	6	6	7	4
強 盗	2	0	1	4	1
そ の 他	3	6	7	6	4

注：殺人及び強盗については、未遂及び予備を含む。

第2 銃器事犯取締状況

銃器事犯の摘発は、けん銃の押収丁数が2年連続で大幅に減少している上、暴力団構成員等からの減少が顕著となっている状況下、急激に変化している暴力団情勢の歪みに着目するなど、組織犯罪対策を強化して、けん銃に関する情報を集約、一元化し、タイムリーな摘発を行った結果、犯罪組織を壊滅させたり、武器庫事件を連続して検挙するなど、その効果が徐々に発揮されてきている。

1 けん銃等の押収状況

けん銃の押収丁数は489丁で、平成16年（601丁）より112丁（-18.6%）減少した。

16年も15年より184丁（-23.4%）減少しており、2年連続で100丁台の大幅な減少を示している。

特に、17年は暴力団構成員等からのものの減少が著しく、その押収丁数は243丁と、16年（309丁）より66丁（-21.4%）減少している。【図2-5】

この要因としては、暴力団の対立抗争や暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生数の減少や、組織防衛の強化による隠匿方法の巧妙化等が考えられる。

なお、過去5年間ににおける暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数の推移と、暴力団構成員等からのけん銃の押収丁数の推移を比較対照したところ、ある程度の相関関係が見て取れる。【図2-6】

図2-5 けん銃の押収状況の推移

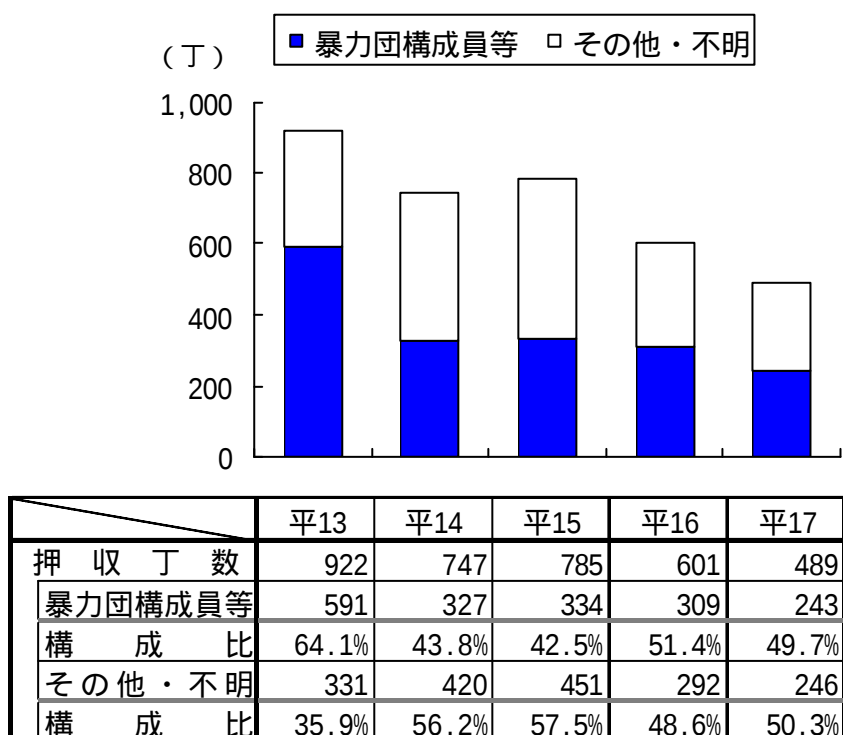
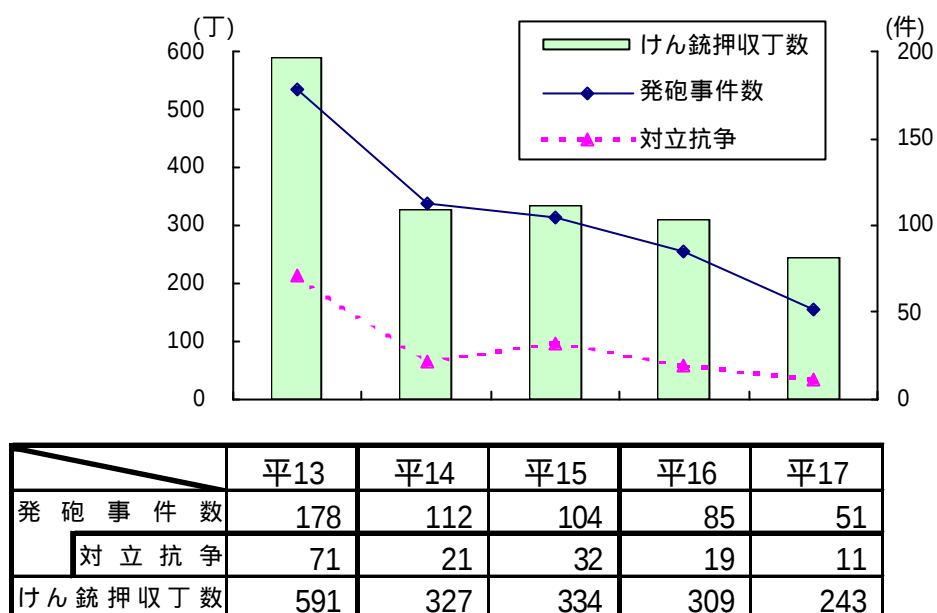


図 2 - 6 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件発生件数と暴力団構成員等からのけん銃押収状況の推移



○ 暴力団構成員等から押収したけん銃の組織別内訳

暴力団構成員等から押収したけん銃243丁の組織別内訳を見てみると、山口組121丁（49.8％）、稲川会24丁（9.9％）、住吉会17丁（7.0％）、その他81丁（33.3％）となっている。【表 2 - 7】

表 2 - 7 暴力団構成員等から押収したけん銃の組織別内訳の推移

	平13	平14	平15	平16	平17
山口組	306	114	118	142	121
構成比	51.8%	34.9%	35.3%	46.0%	49.8%
稲川会	77	51	32	33	24
構成比	13.0%	15.6%	9.6%	10.7%	9.9%
住吉会	43	34	93	47	17
構成比	7.3%	10.4%	27.8%	15.2%	7.0%
その他	165	128	91	87	81
構成比	27.9%	39.1%	27.2%	28.2%	33.3%
合計	591	327	334	309	243

○ **自首減免の対象となったけん銃の押収状況**

押収したけん銃489丁のうち、自首減免の対象となったものは全体の12.3%に当たる60丁で16年（69丁）より9丁（-13.0%）減少した。

また、自首減免の対象となったけん銃のうち、暴力団構成員等の提出に係るものは50丁で、対象となったけん銃の83.3%を占めた。【表2-8】

表2-8 自首減免の対象となったけん銃の押収の推移

	平13	平14	平15	平16	平17
押 収 丁 数	922	747	785	601	489
う ち 自 首	127	100	78	69	60
構 成 比	13.8%	13.4%	9.9%	11.5%	12.3%
うち暴力団構成員等	108	65	62	57	50
構 成 比	85.0%	65.0%	79.5%	82.6%	83.3%

○ **けん銃実包の押収状況**

けん銃実包の押収量は9,579個で平成16年（10,293個）より714個（-6.9%）減少した。このうち、暴力団構成員等からの押収は3,156個で16年（3,469個）より313個（-9.0%）減少し、押収個数全体の32.9%を占めた。【表2-9】

表2-9 けん銃実包の押収の推移

	平13	平14	平15	平16	平17
押 収 個 数	13,695	12,249	17,945	10,293	9,579
暴力団構成員等	7,505	4,247	4,986	3,469	3,156
構 成 比	54.8%	34.7%	27.8%	33.7%	32.9%
その他・不明	6,190	8,002	12,959	6,824	6,423
構 成 比	45.2%	65.3%	72.2%	66.3%	67.1%

○ **小銃等の押収状況**

小銃等（小銃、機関銃及び砲）の押収は6丁で平成16年（6丁）と同数であった。【表2-10】

表2-10 小銃等の押収の推移

	平13	平14	平15	平16	平17
押 収 丁 数	8	4	15	6	6

注：小銃等とは、小銃、機関銃及び砲をいう。

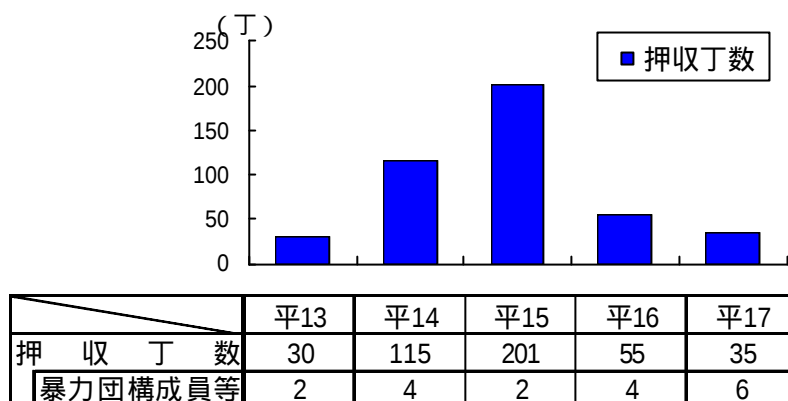
○ インターネットを利用して取引されたけん銃の押収状況

インターネットを利用して取引されたけん銃の押収丁数は35丁で平成16年（55丁）より20丁（ - 36.4% ）減少した。

なお、暴力団構成員等からの押収は6丁で、過去5年間では最も多くなった。

【図2 - 7】

図2 - 7 インターネットを利用して取引されたけん銃の押収状況



2 けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況

平成17年に検挙した銃刀法違反事件のうち、けん銃及びけん銃部品に係る検挙件数は287件、検挙人員は245人で、16年（390件、360人）より103件（ - 26.4% ）、115人（ - 31.9% ）減少した。

このうち、暴力団構成員等が関与する事件の検挙件数は180件（62.7%）で、16年（254件）より74件（ - 29.1% ）減少し、検挙人員は157人（64.1%）で、16年（240人）より83人（ - 34.6% ）減少した。【表2 - 11】

表2 - 11 けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況の推移

	平13	平14	平15	平16	平17
検 挙 件 数	482	397	453	390	287
暴力団構成員等	344	271	257	254	180
構 成 比	71.4%	68.3%	56.7%	65.1%	62.7%
検 挙 人 員	440	380	419	360	245
暴力団構成員等	320	263	250	240	157
構 成 比	72.7%	69.2%	59.7%	66.7%	64.1%

注：けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反には、けん銃の密輸入罪、けん銃の不法所持罪（加重所持を含む。）、発射罪、けん銃部品所持罪等が含まれる。

○ 検挙された暴力団構成員等の組織別内訳

検挙された暴力団構成員等の組織別内訳を見ると、山口組77人（49.0％）住吉会19人（12.1％）稲川会18人（11.5％）その他43人（27.4％）となっている。

過去5年間で見てみると、検挙件数、検挙人員とも主要三団体の構成比は、ほぼ一定であり、山口組が約46％、稲川会が約14％、住吉会が約15％となっている。

【表2 - 12】

表2 - 12 検挙された暴力団構成員等の組織別内訳

	平13	平14	平15	平16	平17
検 挙 件 数	344	271	257	254	180
山 口 組	147	127	119	117	82
構 成 比	42.7%	46.9%	46.3%	46.1%	45.6%
稲 川 会	58	36	39	32	20
構 成 比	16.9%	13.3%	15.2%	12.6%	11.1%
住 吉 会	40	43	51	44	19
構 成 比	11.6%	15.9%	19.8%	17.3%	10.6%
そ の 他	99	65	48	61	59
構 成 比	28.8%	24.0%	18.7%	24.0%	32.8%
検 挙 人 員	320	263	250	240	157
山 口 組	136	128	120	110	77
構 成 比	42.5%	48.7%	48.0%	45.8%	49.0%
稲 川 会	55	29	38	28	18
構 成 比	17.2%	11.0%	15.2%	11.7%	11.5%
住 吉 会	40	36	51	26	19
構 成 比	12.5%	13.7%	20.4%	10.8%	12.1%
そ の 他	89	70	41	76	43
構 成 比	27.8%	26.6%	16.4%	31.7%	27.4%

○ 検挙された暴力団構成員等の地位別内訳

検挙された暴力団構成員等の地位別内訳を見ると、平成17年の検挙人員157人の内訳は、首領13人（8.3％）幹部41人（26.1％）組員44人（28.0％）準構成員59人（37.6％）となっている。

過去5年間における首領検挙の割合を見てみると、5％から8％台の間で推移しており、17年の割合は比較的高くなっている。【表2 - 13】

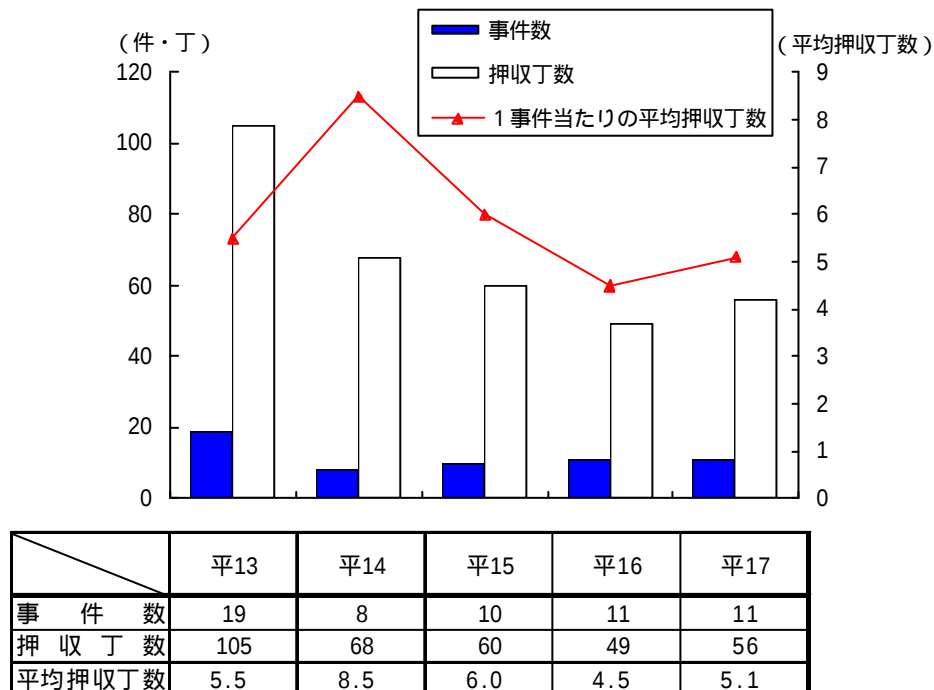
表 2 - 1 3 検挙された暴力団構成員等の地位別内訳

	平13	平14	平15	平16	平17
検 挙 人 員	320	263	250	240	157
首 領	23	14	20	13	13
構 成 比	7.2%	5.3%	8.0%	5.4%	8.3%
幹 部	111	87	94	84	41
構 成 比	34.7%	33.1%	37.6%	35.0%	26.1%
組 員	69	75	62	53	44
構 成 比	21.6%	28.5%	24.8%	22.1%	28.0%
準 構 成 員	117	87	74	90	59
構 成 比	36.6%	33.1%	29.6%	37.5%	37.6%

3 武器庫事件の摘発状況

山口組六代目の決定をはじめ急激に変化している暴力団情勢の歪みに着目し、けん銃に関する情報を集約、一元化し、タイムリーな摘発を推進した結果、武器庫事件（暴力団等犯罪組織の組織管理に係る３丁以上のけん銃押収事件をいう。）11件を検挙し、けん銃等56丁を押収、16年（11件・49丁）と比べ、事件数は同数であったものの、押収丁数は7丁（＋14.3％）増加して、１件あたりの平均押収丁数は5.1丁と16年（4.5丁）より0.6丁上回った。【図 2 - 8】

図 2 - 8 武器庫事件の摘発状況の推移



○ 組織別の内訳

摘発した武器庫事件を組織別の事件数で見ると、山口組 5 件、稲川会 2 件、工藤會 2 件、太州会 1 件、共政会 1 件となっていて、過去 5 年間では、山口組 20 件（33.9％）、住吉会 10 件（16.9％）、稲川会 9 件（15.3％）となっている。

検挙人員で見ると、山口組 7 人、工藤會 6 人、稲川会 3 人、太州会 2 人、共政会 1 人となっている。

過去 5 年間では、住吉会 38 人（28.6％）、山口組 31 人（23.3％）、稲川会 19 人（14.3％）となっている。【表 2 - 1 4】

表 2 - 1 4 武器庫事件の組織別内訳

	平13		平14		平15		平16		平17	
	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員
山 口 組	8	14	1	2	2	3	4	5	5	7
住 吉 会	2	18	0	0	6	18	2	2	0	0
稲 川 会	5	13	2	3	0	0	0	0	2	3
そ の 他	4	13	5	9	2	3	5	11	4	9
合 計	19	58	8	14	10	24	11	18	11	19

○ 隠匿場所の状況

摘発した武器庫を見ると、親族が経営する会社事務所の押入天袋、倉庫脇の草むら、貸倉庫内、周辺者居宅の天袋内、空き家の下駄箱、空き地の土中等様々な場所に隠匿し、また、同一家屋内に分散隠匿したり、プラスチックケースや発泡スチロールの箱に隠匿するなど、その方法は一層巧妙化している。

《武器庫摘発の事例》

【事例 2 - 1 6】工藤會傘下組織に係る武器庫事件（6 月・福岡）

工藤會傘下組織に係る複数のけん銃・薬物情報を集約し、対象とする複数の傘下組織への波状的な搜索を実施して、同組織幹部の親族宅押入内からけん銃 3 丁及び実包 41 個を発見、押収するとともに幹部組員ら 5 名を逮捕した。なお、工藤會傘下組織に対する一連の搜索によって、武器庫摘発を含め合計けん銃 6 丁、実包 70 個を押収した。

【事例 2 - 1 7】太州会傘下組織に係る武器庫事件（7 月・福岡）

太州会傘下組織に係るけん銃所持情報に基づき、隠匿場所と思料される同組織が管理する倉庫を割出すとともに装備資器材を活用した徹底した張込みを実施した結果、倉庫脇に枯れ草をかけて隠匿されたけん銃 8 丁及び実包 163 個等を発見、押収し、同組織幹部ら 3 名を逮捕した。

【事例 2 - 1 8】稲川会傘下組織に係る武器庫事件（7 月・神奈川）

稲川会傘下組織に係るけん銃所持情報に基づき、同組織周辺者宅を捜索した結果、居宅押入内のスポーツバック及び手提げ金庫からけん銃 6 丁及び実包 197 個等発見、押収し、同人及びけん銃隠匿を指示していた同組幹部を逮捕した。

【事例 2 - 1 9】山口組傘下組織に係る武器庫事件（9 月・愛知）

不審なコンテナ倉庫があるとの情報を入手し、捜索を実施したところ、倉庫内からけん銃 2 丁及び実包 37 個、自動小銃 1 丁及び実包 45 個を発見、押収し、その後の捜査で、この武器庫と組織組長らとの関連性を特定し、山口組傘下組織組長ら 2 名を逮捕した。

【事例 2 - 2 0】稲川会傘下組織に係る武器庫事件（9 月・神奈川）

別事件での廃棄物回収業者からのけん銃 2 丁及び実包 16 個の押収を端緒として、当該けん銃等と稲川会傘下組織幹部の関与を特定した上、同人らが武器庫に使用していると認められるアパートを割り出し、ピンポイントの捜索によって、同アパート内の耐火金庫からけん銃 3 丁及び実包 92 個を押収し、同組織幹部らを逮捕した。

【事例 2 - 2 1】山口組傘下組織に係る武器庫事件（9 月・愛知）

山口組傘下組織に係るけん銃所持情報に基づき、同組織周辺者宅を捜索した結果、寝室天袋内の鞆及び発泡スチロール箱からけん銃 4 丁及び実包 90 個を発見、押収し、同人及びけん銃隠匿を指示していた同組織幹部を逮捕した。

【事例 2 - 2 2】共政会傘下組織に係る武器庫事件（10 月・広島）

共政会傘下組織組長に係るけん銃発砲事件情報に基づき、暴力団対策部門と銃器対策部門が合同捜査を実施、割り出した関係箇所を捜索した結果、同組織組員の自宅からけん銃 4 丁及び実包 50 個を発見、押収し、同人を逮捕するとともにけん銃隠匿を指示していた同組織組長を逮捕した。

【事例 2 - 2 3】工藤会傘下組織に係る武器庫事件（11 月・福岡）

工藤会傘下組織に係るけん銃隠匿情報に基づき捜索した結果、空き地の土中よりけん銃 3 丁及び実包 35 個を発見、押収し、隠匿に関与した組員ら 3 名を逮捕した。

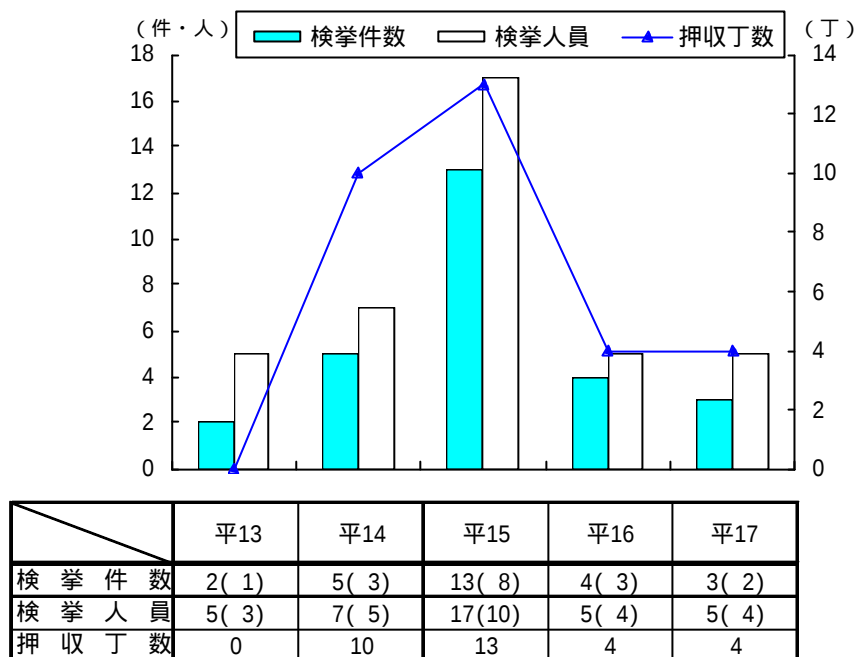
【事例 2 - 2 4】山口組傘下組織に係る武器庫事件（11 月・熊本）

山口組傘下組織に係る内部抗争絡みの発砲事件及びけん銃情報に基づき、銃器対策部門と暴力団対策部門が合同捜査を実施、反主流派であった元組織幹部の関係箇所を捜索した結果、情婦実家方居間の洋服タンス内バックからけん銃 4 丁及び実包 123 個等発見、押収し、同人を逮捕した。

4 密輸入事件の摘発状況

けん銃密輸入事件の摘発は、3件、5人を検挙し、けん銃4丁を押収した。16年と比較すると検挙件数では1件の減少、検挙人員、けん銃の押収丁数は同数であったものの、3年ぶりに組織的なけん銃密輸入事件が摘発された。【図2 - 9】

図2 - 9 密輸入事件の摘発状況の推移



注1：検挙件数及び検挙人員には、けん銃密輸入事件（予備を含む。）のほか、けん銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

注2：検挙件数欄及び検挙人員欄の（ ）内は、けん銃密輸入事件（予備を含む。）の検挙件数及び検挙人員を内数で示す。

《けん銃密輸入事件摘発の事例》

【事例2 - 25】稲川会傘下組織幹部らによるフィリピンルートへのけん銃密輸入事件（10月・千葉）

フィリピンルートによる成田空港からのけん銃密輸入に関する具体的情報に基づき、成田空港における厳重監視によって、フィリピンから入国しようとしたフィリピン人の運び人1名（フィリピン税関職員）が、身体や所持品にけん銃3丁等を隠匿所持していたのを発見、押収して同人を逮捕するとともに、運び人を出迎えるため成田空港で待機していた日本人男性1名を共犯として検挙した。更に、突き上げ捜査を徹底し、首謀者である稲川会傘下組織幹部を割り出し検挙した。

○ 仕出地別摘発状況

検挙したけん銃等密輸入事件3件の仕出地はフィリピン、中国及び米国であった。

【表2 - 15】

表 2 - 1 5 仕出地別摘発状況の推移

		平13	平14	平15	平16	平17
アジア	フィリピン	2	3	2		1
	タイ				1	
	韓国			1		
	中国			1		1
	モンゴル				1	
北米	米国			9	2	1
欧州	フランス		1			
アフリカ	南アフリカ		1			
合 計		2	5	13	4	3

5 製造国別押収状況

平成17年に押収したけん銃489丁のうち、真正けん銃は440丁（90.0％）、改造けん銃は49丁（10.0％）であった。なお、真正けん銃には、旧日本軍人所有のけん銃67丁、密造けん銃19丁が含まれていた。【表 2 - 1 6】

真正けん銃を製造国別で見ると、米国製が126丁（28.6％）で最も多く、次いで日本製が59丁（13.4％）、ベルギー製が40丁（9.1％）、ロシア（旧ソ連）製が38丁（8.6％）、中国製が34丁（7.7％）、フィリピン製が30丁（6.8％）、ブラジル製が22丁（5.0％）であった。【表 2 - 1 7】

表 2 - 1 6 押収けん銃の真正・改造別内訳の推移

	平13	平14	平15	平16	平17
真正けん銃	852	675	644	527	440
構成比	92.4%	90.4%	82.0%	87.7%	90.0%
改造けん銃	70	72	141	74	49
構成比	7.6%	9.6%	18.0%	12.3%	10.0%
合 計	922	747	785	601	489

注 真正けん銃には、密造けん銃を含む。

表 2 - 1 7 真正けん銃の製造国別押収状況の推移

	平13	平14	平15	平16	平17
米 国	181	191	189	160	126
中 国	47	42	50	22	34
フィリピン	64	33	56	35	30
ロシア（旧ソ連）	105	36	39	53	38
ブラジル	24	27	25	16	22
ベルギー	36	35	25	26	40
イタリア	17	26	40	19	13
ドイツ	25	23	32	28	19
スペイン	16	17	11	8	9
日 本	52	81	64	56	59
そ の 他	12	15	15	19	12
不 明	273	149	98	85	38
合 計	852	675	644	527	440

6 銃種別押収状況

平成17年に押収した真正けん銃440丁を銃種別に見ると、マカロフ型が40丁（9.1％）で最も多く、次いでS & Wが38丁（8.6％）ブローニングが33丁（7.5％）、トカレフ型が29丁（6.6％）と続いた。【表 2 - 1 8】

表 2 - 1 8 押収した真正けん銃の銃種別内訳

銃種（製造国）	平13	平14	平15	平16	平17
トカレフ型（主に中国）	48	37	58	29	29
S & W（米国）	58	61	76	53	38
パルティック（フィリピン）	45	21	42	22	15
ブローニング（ベルギー）	34	24	18	22	33
マカロフ型（主にロシア）	113	41	40	57	40
ロッシ（ブラジル）	9	9	10	7	6
その他	545	482	400	337	279
合 計	852	675	644	527	440

注：パルティックけん銃は、フィリピンのセブ島を中心に密造されているけん銃の総称。

7 銃器事犯取締りによる犯罪組織の壊滅・弱体化の状況

暴力団対策部門との間で、共通の組織を対象とした捜査を推進、けん銃関連情報や暴力団情勢に関する情報の共有等の連携を強化した結果、

- ・連続的に武器庫事件が摘発された
- ・組織が管理するけん銃押収の機会に突き上げ捜査を徹底し、上位被疑者まで検挙するなどして犯罪組織を壊滅させた
- ・銃器事犯を端緒に、他事件を掘り起こすなど、組織に打撃を与え弱体化させた

などの成果が得られた。

《効果的な摘発事例》

【事例 2 - 2 6】松葉会傘下組織組長らによるけん銃加重所持事件（3月 茨城）

関係部門の緊密な連携によって、松葉会傘下組織に係る武器庫に関する核心情報を入手し、暴力団情勢を見据えたタイミングの良い捜査を実施して、組織銃2丁等を押収し、同会四次組織の組長ら2名を検挙、この検挙を発端として同組織を壊滅させた。

【事例 2 - 2 7】山口組傘下組織幹部らによるけん銃加重所持事件（4月 岩手）

関係部門が共通の犯罪組織に的を絞り、犯罪情報を集約、分析し、同組周辺者による組織けん銃所持事件の検挙を機に、突き上げ捜査を徹底し、同組三次組織幹部まで検挙するほか、事務所を撤去し、同組織を弱体化させた。

【事例 2 - 2 8】対立する暴力団からの組織銃摘発事件（4月 福岡）

関係部門が連携し、対立関係を強めていた管内所在の主要二組織に係るけん銃関連情報を集約、分析の上、タイミング良くけん銃事犯を摘発して、対立抗争を未然に防止した。

【事例 2 - 2 9】稲川会傘下組織幹部らによる組織銃所持事件（5月 北海道）

関係部門が情報段階から合同捜査を推進し、土中に隠匿された組織管理のけん銃及び覚せい剤の発見、押収を機に、同会四次組織組長まで検挙し、組織解散届を徴収したうえ事務所を撤去して同組織を壊滅させた。

【事例 2 - 3 0】山口組傘下組織幹部らによるけん銃加重所持事件（5月 栃木）

関係部門の情報集約や連携を徹底し、組織幹部のけん銃加重所持事件を機に突き上げ捜査を徹底し、同組幹部ら3名を検挙したほか、労働者派遣法違反事件を掘り起こして、これを検挙し、同組織の資金源を封圧した。

第3 銃器対策の推進

1 政府を挙げた諸対策の推進

平成7年9月、内閣に内閣官房長官を長とする「銃器対策推進本部」を設置し、同年12月に、銃器犯罪摘発体制の強化と取締り関係機関の連携の緊密化、水際対策の的確な推進、国際協力の推進等を柱とする「銃器対策推進要綱」を決定した。これを受け、警察庁等関係12省庁では、毎年度、銃器対策推進計画を策定し、一体となって諸対策を推進しているところである。

17年4月、同本部の第11回会合が開催され、16年度の銃器対策推進状況を踏まえ、「平成17年度銃器対策推進計画」が策定され、各省庁がこれにより諸対策を推進した。警察庁においても、同「計画」に基づき、暴力団の武器庫事犯等組織的なけん銃隠匿事犯の摘発強化、けん銃密輸・密売ルートの壊滅等を最重点として全国一体となった捜査を展開し、けん銃事犯の摘発を推進する一方、税関、海上保安庁等の取締り関係機関との積極的な情報交換、時宜を捉えた実戦的な合同訓練を推進するとともに、合同摘発の促進を図った。

2 国際的な銃器対策の推進

我が国で押収される真正けん銃の約9割は外国製のけん銃であり、何らかの方法で海外から密輸入されたものであることから、けん銃の徹底した取締りを進めていく上で、外国機関との協力は極めて重要である。

警察庁では、現在、外国機関との間で国際刑事警察機構（ICPO）を通じる等して積極的な情報交換を行っているほか、職員を外国機関へ派遣したり、外国機関関係者を個別に招へいして国際会議を開催するなど外国機関との関係強化に努めている。

3 違法銃器根絶のための国民の理解と協力の確保

違法銃器及び銃器犯罪を根絶して安全な社会を守るためには、警察を始めとする政府関係機関の努力のみならず、国民一人一人の銃器問題に対する理解と協力が必要不可欠である。警察では、民間ボランティア団体及び銃器対策推進本部を中心とする関係機関・団体と緊密な連携を図りつつ、市民参加型の銃器犯罪根絶キャンペーンを実施するほか、マスメディアやインターネット、広報誌、ポスター、ビデオ等の様々な媒体を活用して、最近の銃器情勢や各種の銃器対策を積極的に広報するなどして、官民一体となった違法銃器及び銃器犯罪の根絶に関する意識の醸成を図る広報啓発活動を推進しているところである。

警察庁としては、平成7年から毎年度開催している「銃器犯罪根絶の集い」の第11回目として、17年10月、京都市内において「銃器犯罪根絶の集い・京都大会」を開催したほか、同年11月、民間ボランティア団体「ストップ・ガン・キャラバン隊」が主催したラジオシンポジウム「銃のない社会をめざして」に対する積極的な支援を行った。

また、各都道府県警察においても、知事等を本部長とする都道府県レベルの「銃器対策

推進本部」を中心に、各種イベント等の開催、関係機関による合同キャンペーンの実施等、創意工夫を凝らした広報啓発活動を推進した。